

3. 港湾活動

3. 港湾活動



三河湾・伊勢湾沿岸域には、2つの特定重要港湾と3つの重要港湾があり、特定重要港湾としては名古屋港と四日市港が、重要港湾は衣浦港、三河港、津松阪港がある。

三河湾・伊勢湾沿岸域には、2つの国際拠点港湾と3つの重要港湾がある。

三河湾・伊勢湾の港湾

三河湾・伊勢湾の港湾

	愛知県		三重県	
	港湾数	港湾名	港湾数	港湾名
特定重要港湾	1 (1)	名古屋港	1 (1)	四日市港
重要港湾	2 (2)	衣浦港、三河港	1 (2)	津松阪港
地方港湾	10 (10)	常滑港、富具崎港、河和港、吉田港、東幡豆港、福江港、(内海港、倉舞港、馬草港、泉港)	4 (16)	桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港
地方港湾 (避難港)	1 (1)	伊良湖港	0 (1)	

	愛知県		三重県	
	港湾数	港湾名	港湾数	港湾名
国際拠点港湾	1 (1)	名古屋港	1 (1)	四日市港
重要港湾	2 (2)	衣浦港、三河港	1 (2)	津松阪港
地方港湾	11 (11)	常滑港、富具崎港、河和港、 師崎港 、吉田港、東幡豆港、福江港、(内海港、倉舞港、馬草港、泉港)	4 (16)	桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港
地方港湾 (避難港)	1 (1)	伊良湖港	0 (1)	

※ ()内は県全数、()は市町管理
資料：あいちの港湾 (愛知県建設部)・三重県資料

※ ()内は県全数、()は市町管理
資料：あいちの港湾 (愛知県建設部)・三重県資料

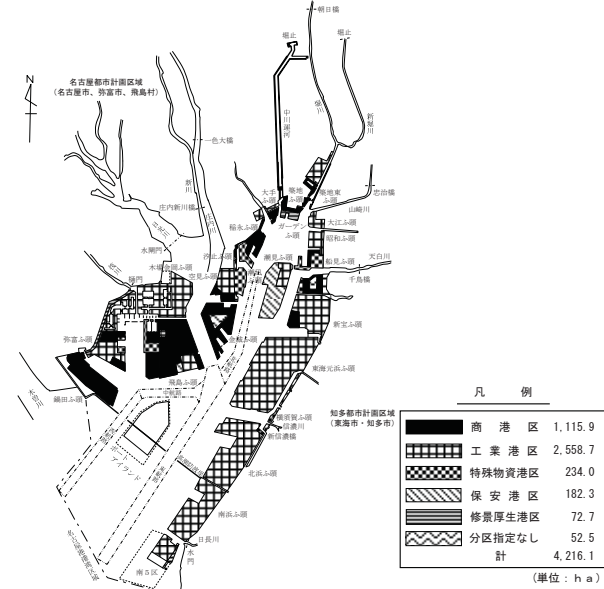
名古屋港 (特定重要港湾)

名古屋港 (国際拠点港湾)

名古屋港は明治40年の開港場指定後、国内のみならず海外貿易においても著しい発展を遂げ、昭和26年には特定重要港湾の指定を受けて中部圏の玄関口としての礎を築いた。昭和30年代には取扱貨物量の増大、バース不足に対応するため港全域にわたり港湾整備が進められ、昭和40年代以降は国際的な海上コンテナ輸送時代に対応して金城ふ頭及び飛島ふ頭の整備が進められた。現在は、国際的な水準を備えた高規格コンテナターミナルをはじめとする商港機能と鉄鋼、電力、石油精製、木材団地などの工業港機能を兼ね備えた物流基盤を形成し、世界の国々と貿易で結ばれる日本のゲートウェイの役割を果たしている。

名古屋港は明治40年の開港場指定後、国内のみならず海外貿易においても著しい発展を遂げ、昭和26年には特定重要港湾の指定を受けて中部圏の玄関口としての礎を築いた。昭和30年代には取扱貨物量の増大、バース不足に対応するため港全域にわたり港湾整備が進められ、昭和40年代以降は国際的な海上コンテナ輸送時代に対応して金城ふ頭及び飛島ふ頭の整備が進められた。現在は、国際的な水準を備えた高規格コンテナターミナルをはじめとする商港機能と鉄鋼、電力、石油精製、木材団地などの工業港機能を兼ね備えた物流基盤を形成し、世界の国々と貿易で結ばれる日本のゲートウェイの役割を果たしている。

平成25年段階で、総取扱貨物量が12年連続日本一、貿易額についても4年連続日本一となっている。今後は、コンテナ貨物のみならず、バルク貨物や完成自動車を取り扱う総合港湾として、アジアの成長を取り込み、我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」の実現を目指している。



名古屋港臨港地区内分区分区概要図
出典：名古屋港管理組合資料(2015)

現行基本計画記載内容

四日市港 (特定重要港湾)

四日市港は明治32年に開港場の指定を受け国際貿易港として第一歩を記し、戦後には日本初の石油化学コンビナートが塩浜地区に誕生し、全国有数のエネルギー供給基地へと発展した。昭和40年代には霞ヶ浦南ふ頭を拠点とし、いち早くコンテナ貨物の取り扱いが始まり、現在の輸出の主力となる自動車の輸出も始まった。現在では、石油製品、石炭のほか綿花・穀物のわが国における主要な輸入基地であり、自動車・石油化学製品などの輸出基地としても確固たる地位を築き、11のコンテナ定期航路を持つライナーポートとしても着実に進展を続けている。



衣浦港 (重要港湾)

昭和32年に、臨海工業地帯造成の計画推進に伴う衣ヶ浦一帯の一元的港湾行政が必要となり、諸港を統合した重要港湾として衣浦港が誕生した。それ以降、工業集積度の高い西三河地域や知多地域の流通拠点、また、衣浦臨海工業地帯の中核として、地域経済の発展に寄与している。高次加工型産業及び流通型産業が多いことから、移出入が取扱貨物量全体の59% (平成7年) を占め、国内流通拠点としての性格を有して、特に移出は全体の34%を占め、東京湾への自動車、鉄鋼の移出、伊勢湾諸港への穀類の移出が際立っている。

三河港 (重要港湾)

三河港は昭和37年に豊橋港・蒲郡港等を包含して誕生し、昭和39年に東三河地域が工業整備特別地域の指定を受けると重要港湾に昇格した。しかし高度経済成長後には、自然環境や立地条件を背景に高次加工型流通港湾へと転換し、外貿ふ頭整備のほか、人々と海との交わりを図る三河臨海緑地を造成・整備している。この間、昭和41年の蒲郡地区 (関税法の蒲郡港)、昭和47年の豊橋地区 (同豊橋港) の開港に伴い国際港への仲間入りをした。近年は外貿施設の整備拡充に伴い、自動車の輸出入港として飛躍的に発展を遂げており、他には鋼鉄の輸出、輸入では原木、鉄鋼品が大半を占め、移出は自動車、鉄鋼及び石材、移入は背後圏産業の飼料の雑穀、鉄鋼及び自動車等が大半である。

津松阪港 (重要港湾)

津松阪港は、背後に県都・津市をはじめ県下有数の人口・産業の集積地域が広がっており、約30kmの海岸線を有する重要港湾である。昭和42年から3カ年をかけて埋め立て造成を行い、現在のNKK津製作所が立地した後、昭和46年に旧津港と旧松阪港が一つとなり港湾区域を拡大し重要港湾に昇格した。現在では内貿貨物を中心に、中南海域の流通拠点として大きな役割を果たしている。

4. 道路交通

伊勢湾流域圏では、東名・名神高速道路、中央自動車道など、国土中枢軸上の基盤となる高規格幹線道路が整備されており、また、現在は広域道路ネットワークの形成に向けて、第二東名・名神高速道路、東海環状自動車道、三遠南信自動車道などの建設が進められており、将来的にはさらに道路交通の要衝となることが見込まれる。

5. 海上交通

三河湾・伊勢湾を航行する船舶は、大部分が湾東部を航行しており、特に知多半島の師崎と渥美半島の伊良湖岬間を航行する船舶数が極めて多い。

中部地方整備局管内の幹線道路網整備計画図
資料：国土交通省 中部地方整備局



変更記載内容 (案)

また、安全・安心な港を目指して、南海トラフの大地震などの大規模災害の発生に備え、高潮防波堤や堀川口防潮水門を始めとする防災施設の増強対策を進めるほか、愛知県及び名古屋市による被害想定を踏まえた防災計画の抜本的な見直しを行っている。(資料：Port of Nagoya 2014-2015)

四日市港 (国際拠点港湾)

四日市港は明治32年に開港場の指定を受け国際貿易港として第一歩を記し、戦後には日本初の石油化学コンビナートが塩浜地区に誕生し、全国有数のエネルギー供給基地へと発展した。昭和40年代には霞ヶ浦南ふ頭を拠点とし、いち早くコンテナ貨物の取り扱いが始まり、現在の輸出の主力となる自動車の輸出も始まった。現在では、石油製品、石炭のほか綿花・穀物のわが国における主要な輸入基地であり、自動車・石油化学製品などの輸出基地としても確固たる地位を築き、11のコンテナ定期航路を持つライナーポートとしても着実に進展を続けている。



衣浦港 (重要港湾)

昭和32年に、臨海工業地帯造成の計画推進に伴う衣ヶ浦一帯の一元的港湾行政が必要となり、諸港を統合した重要港湾として衣浦港が誕生した。

平成25年における取扱貨物量は、外貿1,321万トン、内貿575万トンとなっている。知多及び西三河地域のみならず、岐阜県など広域にわたって物流・生産活動を支えている工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所などが立地する地域のエネルギー供給拠点としての役割も担っている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、BCPの策定が進められている。(資料：衣浦港要覧2014)

三河港 (重要港湾)

三河港は昭和37年に豊橋港・蒲郡港等を包含して誕生し、昭和39年に東三河地域が工業整備特別地域の指定を受けると重要港湾に昇格した。しかし高度経済成長後には、自然環境や立地条件を背景に高次加工型流通港湾へと転換し、外貿ふ頭整備のほか、人々と海との交わりを図る三河臨海緑地を造成・整備している。この間、昭和41年の蒲郡地区 (関税法の蒲郡港)、昭和47年の豊橋地区 (同豊橋港) の開港に伴い国際港への仲間入りをした。

東三河地域は、日本を代表する自動車産業の集積地であり、三河港は国内外の自動車メーカーの輸出入拠点港として活躍しており、自動車貿易では、過去20年以上にわたり、輸出入ともに世界レベルでトップクラスの取り扱いを誇っている。さらに、平成10年11月には、三河港コンテナターミナルが供用開始し、コンテナ貨物の取扱量も順調に伸びてきている。(資料 三河港要覧2014、Port of MIKAWA 2014~2015)

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、BCPの策定が進められている。

津松阪港 (重要港湾)

津松阪港は、背後に県都・津市をはじめ県下有数の人口・産業の集積地域が広がっており、約30kmの海岸線を有する重要港湾である。昭和42年から3カ年をかけて埋め立て造成を行い、現在のNKK津製作所が立地した後、昭和46年に旧津港と旧松阪港が一つとなり港湾区域を拡大し重要港湾に昇格した。現在では内貿貨物を中心に、中南海域の流通拠点として大きな役割を果たしている。

4. 道路交通

伊勢湾流域圏では、東名・名神高速道路、中央自動車道および新東名高速道路など、国土中枢軸上の基盤となる高規格幹線道路が整備されている。また、現在は広域道路ネットワークの形成に向けて、東海環状自動車道、三遠南信自動車道などの建設が進められており、将来的にはさらに道路交通の要衝となることが見込まれる。

5. 海上交通

三河湾・伊勢湾を航行する船舶は、大部分が湾東部を航行しており、特に知多半島の師崎と渥美半島の伊良湖岬間を航行する船舶数が極めて多い。



Table with 3 columns: 路線表示区分 (Route designation), 表示方法 (Representation method), 備考 (Remarks). It details how different road types are represented in the map.

愛知県高規格道路網マスタープラン図 (愛知県HP)

2-3-2 多様化する利用活動

沿岸域は、マリンスポーツや潮干狩り等さまざまなレクリエーション活動が行われていて沿岸住民と海とのふれあいの場となっている。さらには、人々の社会的意識の変化から、開放感・癒し等、安らぎや健康づくりの場としての利用空間となってきている。また、三河湾・伊勢湾は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には祭事・信仰が今も残されている。
 しかし、近年は海岸利用者（レジャー・漁業等）間での事故・トラブルの発生や、利用者のマナーの悪さが懸念されており、秩序ある海岸利用が望まれている。

1. レクリエーション活動

三河湾・伊勢湾沿岸では海洋性レクリエーションが活発であり、愛知県では沿岸域に位置するほぼ全ての市町村においてレクリエーションが行われている。
 三河湾沿岸では、大半の市町において潮干狩りが活発に行われており、伊勢湾沿岸では美浜町において潮干狩りが活発であることから地域における観光資源となっている。特に潮干狩りや釣りが活発な知多半島や吉良町・幡豆町等においては、これらのレクリエーション及びレクリエーション施設が貴重な観光資源となっていることが伺える。また、潮干狩り等が盛んであり、海水浴場も多く点在する地域の多くには直背後に温泉街が成り立っており、これらレクリエーションと複合した集客効果が発揮されていると考えられる。また、沿岸の各地では、様々な祭りやイベントが盛んに行われている。



内海海水浴場（愛知県南知多町）



伊良湖トライアスロン（愛知県渥美町）



竹島潮干狩り（愛知県蒲郡市）

三重県においても、海域ではウィンドサーフィン・ジェットスキー・ヨット・プレジャーボートなどのマリンスポーツが、前浜では海水浴・潮干狩り・釣り・散策・ビーチバレーなどが行われている。また、マリナーやキャンプ場などが整備されてきている。



香良洲の海岸（三重県香良洲町）



堤防背後のキャンプ場（三重県明和町）

2-3-2 多様化する利用活動

沿岸域は、マリンスポーツや潮干狩り等さまざまなレクリエーション活動が行われていて沿岸住民と海とのふれあいの場となっている。さらには、人々の社会的意識の変化から、開放感・癒し等、安らぎや健康づくりの場としての利用空間となってきている。また、三河湾・伊勢湾は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には祭事・信仰が今も残されている。
 一方で、海岸利用の多様化により、利用者（レジャー、漁業等）間での事故、トラブルの発生が懸念されるため、秩序ある海岸利用が望まれている。

1. レクリエーション活動

三河湾・伊勢湾沿岸では海洋性レクリエーションが活発である。大半の市町において潮干狩りが活発に行われ、地域における観光資源となっている。また、知多半島や西尾市周辺では、レクリエーション関連施設や温泉街と複合的に集客効果をもたらしている。また、沿岸の各地では、様々な祭りやイベントが盛んに行われている。



出典：南知多町HP
内海海水浴場（愛知県南知多町）



伊良湖トライアスロン（愛知県田原市）



竹島潮干狩り（愛知県蒲郡市）

三重県においても、海域ではウィンドサーフィン・ジェットスキー・ヨット・プレジャーボートなどのマリンスポーツが、前浜では海水浴・潮干狩り・釣り・散策・ビーチバレーなどが行われている。また、マリナーやキャンプ場などが整備されてきている。



香良洲の海岸（三重県香良洲町）



堤防背後のキャンプ場（三重県明和町）

2. 海の環境教育、健康づくり

三河湾・伊勢湾沿岸は、多様な自然環境が広がっていることから、各地で海の環境教育が行われている。また、人々の健康志向から沿岸は安らぎや健康づくりの場としても活用されている。



佐久島マリブルービーチ（愛知県一色町）



砂 浴（愛知県吉良町）

3. 信仰・祭事

沿岸域の人々にとって伊勢湾は、神聖な場所としてとらえられてきた。沿岸域には今も信仰や神事が残っており、各地に神社・寺・山などが存在している。

三谷まつり

蒲郡市の指定無形民俗文化財になっている伝統の祭り。元禄時代から続けられているこのお祭りは、裸になった氏子たちが豪華絢爛な山車を引き回し、八剣神社と若宮神社の間を練り歩く。2日間にわたり奉納芸能が披露される他、日曜日には見どころである「海中渡御」が行われ、4台の山車が海中に曳き入れられ、数百人の人々のかけ声と水しぶきと共に、三谷の海岸が熱気とエネルギーで溢れる。海の中を山車が渡っていく光景は迫力いっぱいまさに圧巻である。



資料：蒲郡市観光パンフレット



鯛まつり

明治18年ころ祭礼に興を添えようと「ハツカネズミ」の張りぼてをつくったのが最初といわれている。その後魚類になり、大正初期に「大鯛」に、昭和初期には胴内ではやしながら海に泳がせるようになった。長さ10～18mの竹と木の骨格に白木綿を巻いて作った大小の鯛5匹が若者達にかつがれ、街中や海を練り回る奇祭である。その様子は海の祭りにふさわしく勇壮なものとなっている。

資料：南知多町HP

潮干祭り

愛知県の指定無形文化財になっている潮干祭り（山車が愛知県の指定有形文化財となっている）は、神武天皇が東征の途中、伊勢から船で亀崎の天神崎に上陸した場所とされる神前神社の祭礼である。その起源は宝暦年間までさかのぼるとされるが、さらに古いという説もある。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



2. 海の環境教育、健康づくり

三河湾・伊勢湾沿岸は、多様な自然環境が広がっていることから、各地で海の環境教育が行われている。また、人々の健康志向から沿岸は安らぎや健康づくりの場としても活用されている。



日間賀島ふれあいビーチ体験（愛知県南知多町）
資料：日間賀島旅館組合HP

3. 信仰・祭事

沿岸域の人々にとって伊勢湾は、神聖な場所としてとらえられてきた。沿岸域には今も信仰や神事が残っており、各地に神社・寺・山などが存在している。

三谷まつり

蒲郡市の指定無形民俗文化財になっている伝統の祭り。元禄時代から続けられているこのお祭りは、裸になった氏子たちが豪華絢爛な山車を引き回し、八剣神社と若宮神社の間を練り歩く。2日間にわたり奉納芸能が披露される他、日曜日には見どころである「海中渡御」が行われ、4台の山車が海中に曳き入れられ、数百人の人々のかけ声と水しぶきと共に、三谷の海岸が熱気とエネルギーで溢れる。海の中を山車が渡っていく光景は迫力いっぱいまさに圧巻である。(愛知県蒲郡市)



写真：蒲郡市HP



鯛まつり

明治18年ころ祭礼に興を添えようと「ハツカネズミ」の張りぼてをつくったのが最初といわれている。その後魚類になり、大正初期に「大鯛」に、昭和初期には胴内ではやしながら海に泳がせるようになった。長さ10～18mの竹と木の骨格に白木綿を巻いて作った大小の鯛5匹が若者達にかつがれ、街中や海を練り回る奇祭である。その様子は海の祭りにふさわしく勇壮なものとなっている。(愛知県南知多町)

写真：愛知県観光協会HP

潮干祭り

愛知県の指定無形文化財になっている潮干祭り（山車が愛知県の指定有形文化財となっている）は、神武天皇が東征の途中、伊勢から船で亀崎の天神崎に上陸した場所とされる神前神社の祭礼である。その起源は宝暦年間までさかのぼるとされるが、さらに古いという説もある。(愛知県半田市)

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



夫婦岩の大注連縄張替神事

興玉神社の拝殿の先に夫婦岩があり、さらにその先の海中に神体の霊石があると信じられていて、夫婦岩の注連縄は神域を示す。波浪で傷む注連縄を張り替える神事が年3回、人々の奉仕で行われ、その間、子供や若者たちの木遣りが歌いつづけられる。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



クジラ祭り

8月1日から4日にかけての大四日市祭りには、ろくろっ首の大入道と共に、クジラ船の山車が出て人気を呼ぶ。四日市周辺には、クジラ船の山車を練り回りながら、クジラ突き漁の所作を繰り返す、威勢のいい「鯨祭り」が点在している。

やぶねり

白塚では八雲神社の夏祭りを「やぶねり」と呼んでいる。長さ約50m、太さ約50cm、重さ100kgほどのオロチ(大蛇)に擬したワラ作りのヤブを、若者たちが担いで狭い町中を激しく練りまわる。最後にヤブは海岸から海へ放たれる。この祭り、村人の災厄除けと共に大漁を祈願するものである。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



4. 名所・旧跡

信仰や祭事の他にも、各地に存在する名所・旧跡からも沿岸域において形づくられてきた歴史をよみとることができる。

羽豆神社

知多半島の先端部である師崎地区は昔から尾張国の支配者との関係が深く、祭神は建稲種命(たけいなだのみこと)で尾張氏の祖先とされている人物であることからわかる。「延喜式」(えんぎしき)にも知多三座のひとつとして名を連ね、社殿こそ小さいものの祭典には奉納があるなど、重要な官社としての待遇を受けていた。



つぶて浦

知多半島の内海の渚に唐突に立っている「鳥居」がある。ここは、昔、神様たちが伊勢からの石の遠投を競ったとき、その石が落ちた場所だと伝えられる。また、その場所の地質は伊勢と同じとも言われ、以来、ここに鳥居を建てて伊勢神宮の鳥居と対にしている。

夫婦岩の大注連縄張替神事

興玉神社の拝殿の先に夫婦岩があり、さらにその先の海中に神体の霊石があると信じられていて、夫婦岩の注連縄は神域を示す。波浪で傷む注連縄を張り替える神事が年3回、人々の奉仕で行われ、その間、子供や若者たちの木遣りが歌いつづけられる。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



クジラ祭り

8月1日から4日にかけての大四日市祭りには、ろくろっ首の大入道と共に、クジラ船の山車が出て人気を呼ぶ。四日市周辺には、クジラ船の山車を練り回りながら、クジラ突き漁の所作を繰り返す、威勢のいい「鯨祭り」が点在している。

やぶねり

白塚では八雲神社の夏祭りを「やぶねり」と呼んでいる。長さ約50m、太さ約50cm、重さ100kgほどのオロチ(大蛇)に擬したワラ作りのヤブを、若者たちが担いで狭い町中を激しく練りまわる。最後にヤブは海岸から海へ放たれる。この祭り、村人の災厄除けと共に大漁を祈願するものである。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



4. 名所・旧跡

信仰や祭事の他にも、各地に存在する名所・旧跡からも沿岸域において形づくられてきた歴史をよみとることができる。

羽豆神社

知多半島の先端部である師崎地区は昔から尾張国の支配者との関係が深く、祭神は建稲種命(たけいなだのみこと)で尾張氏の祖先とされている人物であることからわかる。「延喜式」(えんぎしき)にも知多三座のひとつとして名を連ね、社殿こそ小さいものの祭典には奉納があるなど、重要な官社としての待遇を受けていた。



つぶて浦

知多半島の内海の渚に唐突に立っている「鳥居」がある。ここは、昔、神様たちが伊勢からの石の遠投を競ったとき、その石が落ちた場所だと伝えられる。また、その場所の地質は伊勢と同じとも言われ、以来、ここに鳥居を建てて伊勢神宮の鳥居と対にしている。

伊勢湾台風殉難之碑

鍋田干拓地の入り口に建つ碑の大きさが、伊勢湾台風の被害の大きさを伝えている。碑文は、渦巻く濁流の中へ、瞬時に飲み込まれていく、親や子の悲痛な叫びを切々と記している。ここでも 321 名の尊い人命が奪われた。昭和 38 年、建立。



勸海流発祥地

津ヨットハーバーに隣接して建つ宮発太郎は、勸海流の始祖である。津の藤堂藩が武術の一つとして嘉永 5 (1851) 年採用した古式泳法である。現在も受け継がれ、泳ぎながら矢を射たり、書を揮毫したり、寒中にその技を披露している。



矢野村漁業組合漁場基点標

津市御殿場海岸の茶店の軒下に表題のような石柱が今もある。横に腐りかかって残るのは老木「境松」の根の部分のみ。この標柱は現在の香良洲町の旧名「矢野村」と津の漁業組合との漁場境界を示す大切なものである。漁業が隆盛であり、村民の総てが漁業に頼って暮らしていた時代に、この標柱は村民の命に代えて守らねばならぬ大事な漁場の基点位置であり、漁場境界に関する血を見る争いがたびたびくり返された。

四日市庭浦の堤防護岸

稲葉町という町名が四日市港の近くにある。その一角に稲葉三右衛門の執念の延長線ともいえる「庭浦堤防護岸」の跡がほぼ 200m の長さで残っている。それは通称「潮吹き堤防」と呼ばれ、明治 26 年からの改修を手掛けたオランダ人デ・レーケの設計による。築造当初、大小 2 つの堤防が二重になっており、小堤防で弱めた波を更に大堤防で受け止め、その一部を水抜き穴から、内側へ抜くユニークな構造を持っていた。



伊勢湾台風殉難之碑

鍋田干拓地の入り口に建つ碑の大きさが、伊勢湾台風の被害の大きさを伝えている。碑文は、渦巻く濁流の中へ、瞬時に飲み込まれていく、親や子の悲痛な叫びを切々と記している。ここでも 321 名の尊い人命が奪われた。昭和 38 年、建立。



勸海流発祥地

津ヨットハーバーに隣接して建つ宮発太郎は、勸海流の始祖である。津の藤堂藩が武術の一つとして嘉永 5 (1851) 年採用した古式泳法である。現在も受け継がれ、泳ぎながら矢を射たり、書を揮毫したり、寒中にその技を披露している。



矢野村漁業組合漁場基点標

津市御殿場海岸の茶店の軒下に表題のような石柱が今もある。横に腐りかかって残るのは老木「境松」の根の部分のみ。この標柱は現在の香良洲町の旧名「矢野村」と津の漁業組合との漁場境界を示す大切なものである。漁業が隆盛であり、村民の総てが漁業に頼って暮らしていた時代に、この標柱は村民の命に代えて守らねばならぬ大事な漁場の基点位置であり、漁場境界に関する血を見る争いがたびたびくり返された。

四日市庭浦の堤防護岸

稲葉町という町名が四日市港の近くにある。その一角に稲葉三右衛門の執念の延長線ともいえる「庭浦堤防護岸」の跡がほぼ 200m の長さで残っている。それは通称「潮吹き堤防」と呼ばれ、明治 26 年からの改修を手掛けたオランダ人デ・レーケの設計による。築造当初、大小 2 つの堤防が二重になっており、小堤防で弱めた波を更に大堤防で受け止め、その一部を水抜き穴から、内側へ抜くユニークな構造を持っていた。



4. 海浜利用の重層化



夏季などのピーク時には、特定の条件を備えた所に利用者が集中するため、海浜利用は重層化し、様々なトラブル発生の原因となっている。また、海岸利用者（レジャー利用）と漁業者との間のトラブルも発生しており、利用者間でのルール・モラルの遵守が必要である。

水上オートバイ事故（平成14年8月）
資料：第四管区海上保安本部



海面利用の錯綜（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



海域の利用区分を示す掲示板（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

5. 利用者のマナー向上

ゴミの散乱防止については、「廃棄物処理法」や「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」「清潔で美しい三重をつくる条例」による規制があるが、沿岸には海岸の利用者等による多くのゴミが散乱しており、これらのゴミによる生態系や海岸景観への悪影響が考えられる。ゴミには、飲食・釣り・花火などのレクリエーションの際に投げ捨てたものが多く含まれており、利用マナーの悪さが大きな要因となっている。



散乱する漂流物や花火ゴミ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（三重県明和町）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（愛知県吉良町）

4. 海浜利用の重層化



夏季などのピーク時には、特定の条件を備えた所に利用者が集中するため、海浜利用は重層化し、様々なトラブル発生の原因となっている。また、海岸利用者（レジャー利用）と漁業者との間のトラブルも発生しており、**利用者間の調整や海岸利用のマナーの啓発活動を行っていく必要がある。**

水上オートバイ事故（平成14年8月）
資料：第四管区海上保安本部



海面利用の錯綜（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



海域の利用区分を示す掲示板（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

5. 利用者のマナー向上

ゴミの散乱防止については、「廃棄物処理法」や「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」「清潔で美しい三重をつくる条例」による規制があるが、沿岸には海岸の利用者等による多くのゴミが散乱しており、これらのゴミによる生態系や海岸景観への悪影響が考えられる。**海岸愛護に関する啓発活動を行っていく必要がある。**



散乱する漂流物や花火ゴミ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（三重県明和町）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（愛知県西尾市）

6. 砂浜への車両の乗り入れ

沿岸域では、近年、砂浜への車両による乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されている。また、砂浜に生息・生育する生物への影響など、自然環境の破壊が懸念されている。



砂浜への車両乗り入れ（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

砂浜への車両乗り入れ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

6. 砂浜への車両の乗り入れ

沿岸域では、近年、砂浜への車両による乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されている。また、砂浜に生息・生育する生物への影響など、自然環境の破壊が懸念されている。



砂浜への車両乗り入れ（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

砂浜への車両乗り入れ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの63.2%が放置艇であり(平成9年)、また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。

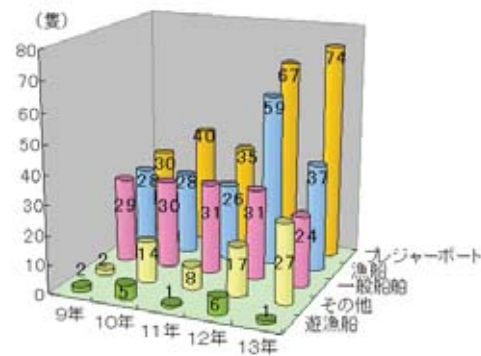
資料:「伊勢湾データ集」(伊勢湾総合対策協議会)

プレジャーボートの係留・保管状況(平成9年)

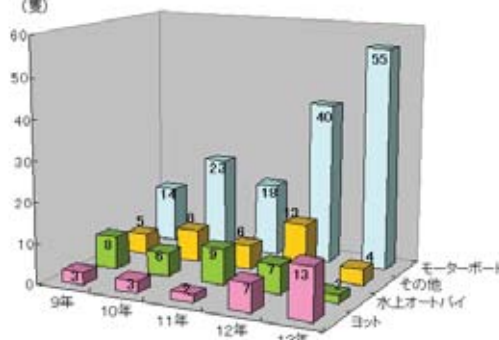
		マリーナ等	マリーナ等以外	放置艇	合計
東京湾	実数	7,600	1,168	7,896	16,664
	構成比	45.6%	7.0%	47.4%	100.0%
三河湾・伊勢湾	実数	3,145	1,505	7,970	12,620
	構成比	24.9%	11.9%	63.2%	100.0%
大阪湾	実数	5,332	695	8,140	14,167
	構成比	37.6%	4.9%	57.5%	100.0%
全国	実数	47,102	22,306	138,194	207,602
	構成比	22.7%	10.7%	66.6%	100.0%

出典:運輸省港湾局、水産庁、建設河川局「プレジャーボート全国実態調査結果」(平成9年)

用途別船舶海難の推移



プレジャーボートの海難発生状況



プレジャーボートの海難発生状況の推移(第四管区海上保安本部管内)

資料:第四管区海上保安本部



プレジャーボートの係留(愛知県碧南市)

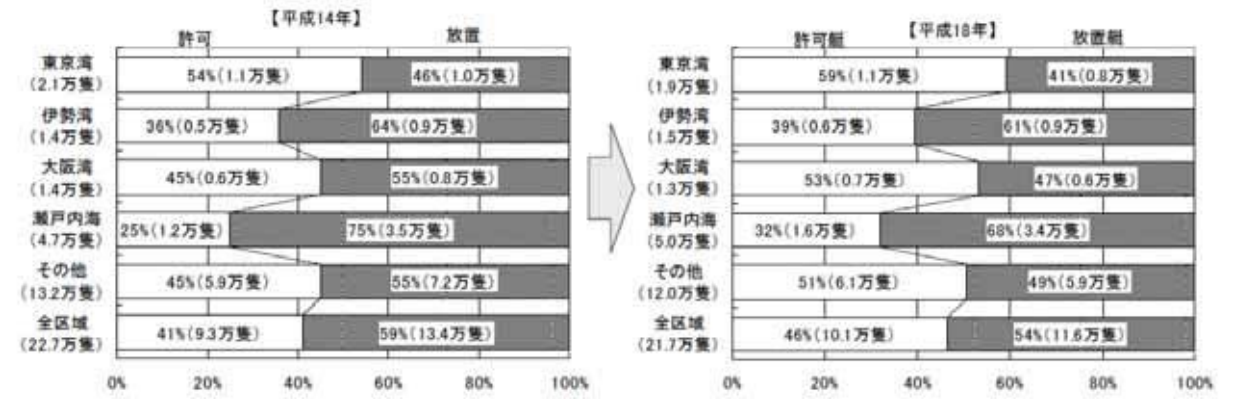


放置船舶(平成14年)

資料:第四管区海上保安本部

7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの約60%が放置艇である(平成18年)。また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。

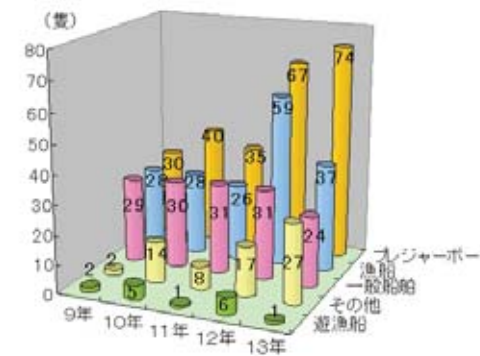


(注)ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。

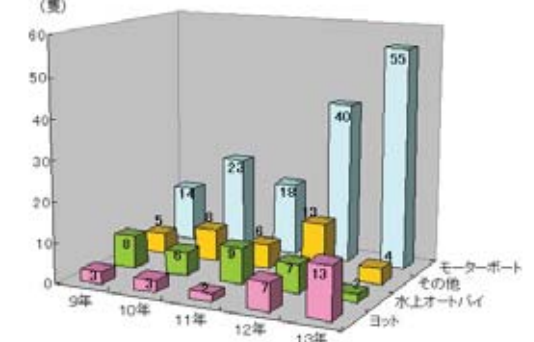
- 東京湾: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
- 伊勢湾: 愛知県、三重県全域
- 大阪湾: 大阪府、兵庫県全域
- 瀬戸内海: 岡山県、広島県、香川県、愛媛県全域

出典:水産庁「平成18年度 プレジャーボート全国実態調査結果」

用途別船舶海難の推移



プレジャーボートの海難発生状況



プレジャーボートの海難発生状況の推移(第四管区海上保安本部管内)

資料:第四管区海上保安本部



プレジャーボートの係留(愛知県碧南市)



名古屋港の放置艇の状況
資料:名古屋港管理組合資料

2-3-3 利便性の不足

2-3-3 利便性の不足

三河湾・伊勢湾沿岸の海岸は、高潮等に備えてほぼ全域にわたり海岸堤防が整備されていて、沿岸住民による水際線へのアクセスを困難なものにしている。
 また、マリンスポーツ等のレクリエーションが盛んな地域に対して、トイレ・駐車場等の利便施設の充実が要求されている。

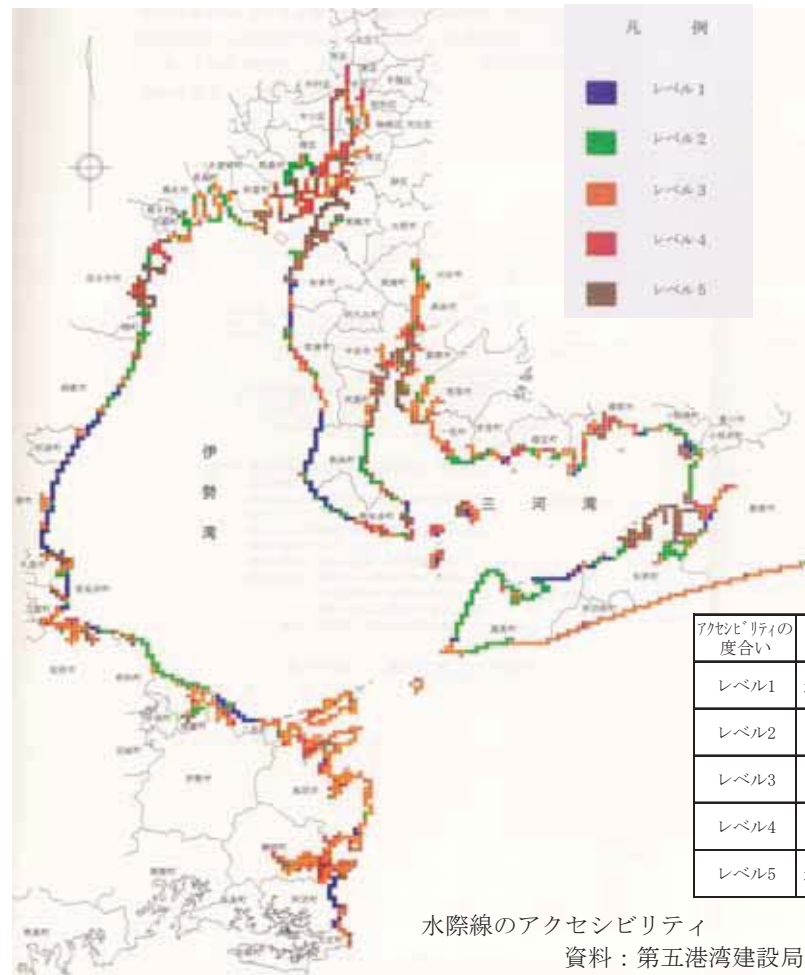
三河湾・伊勢湾沿岸の海岸は、高潮等に備えてほぼ全域にわたり海岸堤防が整備されていて、沿岸住民による水際線へのアクセスを困難なものにしている。
 また、マリンスポーツ等のレクリエーションが盛んな地域に対して、トイレ・駐車場等の利便施設の充実が要求されている。

1. アクセシビリティの改善

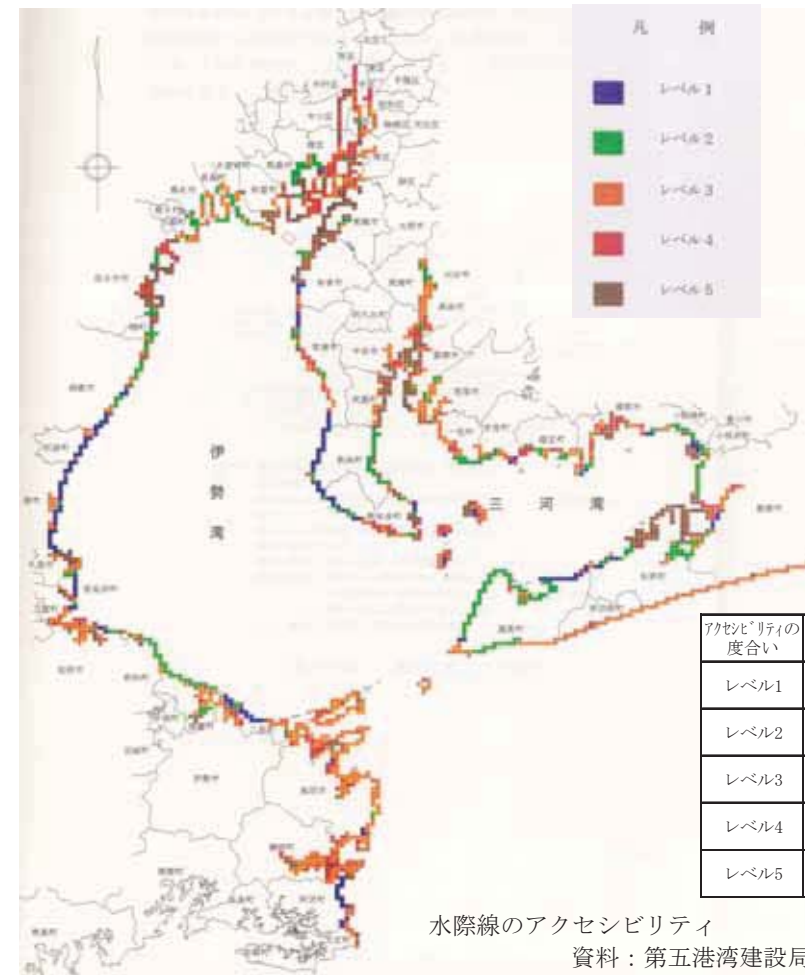
平成6年度に実施された「沿岸域環境整備実施調査」では、水際線へのアクセシビリティ（近づきやすさ）を評価している。その結果では、レベル1（最も容易）は、鈴鹿市南部から香良洲町にかけての海岸部、伊勢湾（狭義）に面する知多半島中央部に比較的連続してみられる。

1. アクセシビリティの改善

平成6年度に実施された「沿岸域環境整備実施調査」では、水際線へのアクセシビリティ（近づきやすさ）を評価している。その結果では、レベル1（最も容易）は、鈴鹿市南部から香良洲町にかけての海岸部、伊勢湾（狭義）に面する知多半島中央部に比較的連続してみられる。



アクセシビリティの度合い	評価	直前面と直背後の組合せの形態
レベル1	最も容易	汀線が砂浜、干潟、岩浜で背後が海水浴場、緑地・公園になっているもの
レベル2	容易	汀線が砂浜等で、背後が公共道路、あるいは護岸で背後が緑地・公園のもの
レベル3	普通	汀線が砂浜等で、背後が農地・山林、住宅・商業・業務地、または公共道路護岸
レベル4	困難	護岸背後が農地・山林や住宅・商業・業務地、あるいは公共ふ頭の護岸・岸壁
レベル5	最も困難	護岸背後が専用（道路・ふ頭用地）、工場・倉庫、その他のもの



アクセシビリティの度合い	評価	直前面と直背後の組合せの形態
レベル1	最も容易	汀線が砂浜、干潟、岩浜で背後が海水浴場、緑地・公園になっているもの
レベル2	容易	汀線が砂浜等で、背後が公共道路、あるいは護岸で背後が緑地・公園のもの
レベル3	普通	汀線が砂浜等で、背後が農地・山林、住宅・商業・業務地、または公共道路護岸
レベル4	困難	護岸背後が農地・山林や住宅・商業・業務地、あるいは公共ふ頭の護岸・岸壁
レベル5	最も困難	護岸背後が専用（道路・ふ頭用地）、工場・倉庫、その他のもの

2. 利便施設

海岸利用の多様化や利用者の量的増大は、陸域における様々なサービス施設を要求している。本沿岸においても、各地に分布する観光・レクリエーション資源を中心として、トイレ・駐車場等の利便施設が整備されてきている。



2. 利便施設

海岸利用の多様化や利用者の量的増大は、陸域における様々なサービス施設を要求している。本沿岸においても、各地に分布する観光・レクリエーション資源を中心として、トイレ・駐車場等の利便施設が整備されてきている。



2-4 沿岸域に対する住民の意識

本沿岸域の現状とこれからの沿岸域の姿に対する住民の意見を調査した結果を「防護」「環境」「利用」の各項目別に整理して次にまとめる。

実施アンケート

愛知県：「あなたのまちの海岸に関するアンケート」（2001年8月）

（配布数：6,165、回収数：3,870、回収率：62.8%）

三重県：①「伊勢湾沿岸整備マスタープラン住民アンケート」（1997年8月）

（配布数：2,250、回収数：1,036、回収率：46.2%）

②「伊勢湾沿岸整備マスタープラン海岸利用者アンケート」（1997年8月）

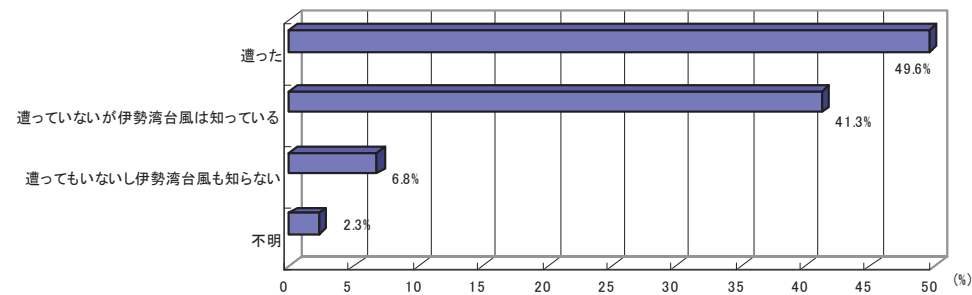
（海水浴場等での現地聞き取り調査 回収数：382）

2-4-1 防護面に関する項目

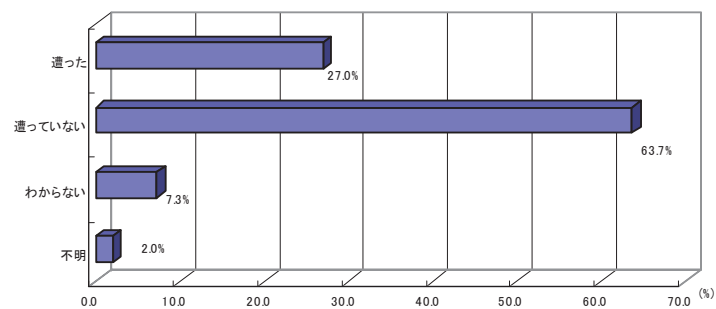
■ 住民と防災意識

沿岸域に住む人にとって、海岸災害といえば伊勢湾台風がそれに当たる。それを経験した人々にとって堤防は災害から身を守るために必要なものであるという意識が強く、災害に対する不安が大きい。経験のない人々にとっては、沿岸域の生態系や景観への影響を心配するという声も多い。

Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風のとときに高潮被害に遭いましたか？（愛知県）
～過去の高潮被害の経験の有無



Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風以後の台風などの影響で、越波・高潮災害に遭われましたか？（愛知県）
～過去の被災経験の有無



2-4 沿岸域に対する住民の意識

本沿岸域の現状とこれからの沿岸域の姿に対する住民の意見を調査した結果を「防護」「環境」「利用」の各項目別に整理して次にまとめる。

実施アンケート

愛知県：「あなたのまちの海岸に関するアンケート」（2001年8月）

（配布数：6,165、回収数：3,870、回収率：62.8%）

三重県：①「伊勢湾沿岸整備マスタープラン住民アンケート」（1997年8月）

（配布数：2,250、回収数：1,036、回収率：46.2%）

②「伊勢湾沿岸整備マスタープラン海岸利用者アンケート」（1997年8月）

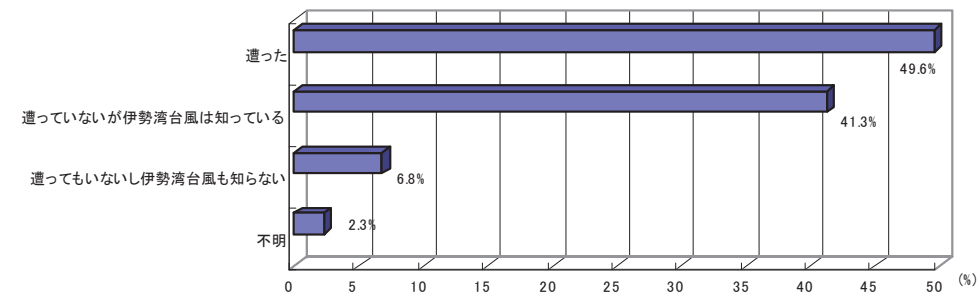
（海水浴場等での現地聞き取り調査 回収数：382）

2-4-1 防護面に関する項目

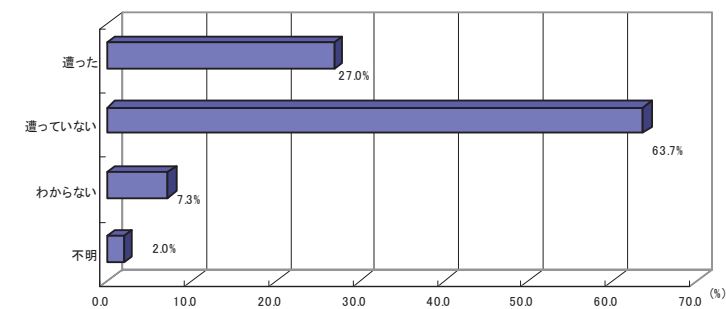
■ 住民と防災意識

沿岸域に住む人にとって、海岸災害といえば伊勢湾台風がそれに当たる。それを経験した人々にとって堤防は災害から身を守るために必要なものであるという意識が強く、災害に対する不安が大きい。経験のない人々にとっては、沿岸域の生態系や景観への影響を心配するという声も多い。

Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風のとときに高潮被害に遭いましたか？（愛知県）
～過去の高潮被害の経験の有無



Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風以後の台風などの影響で、越波・高潮災害に遭われましたか？（愛知県）
～過去の被災経験の有無

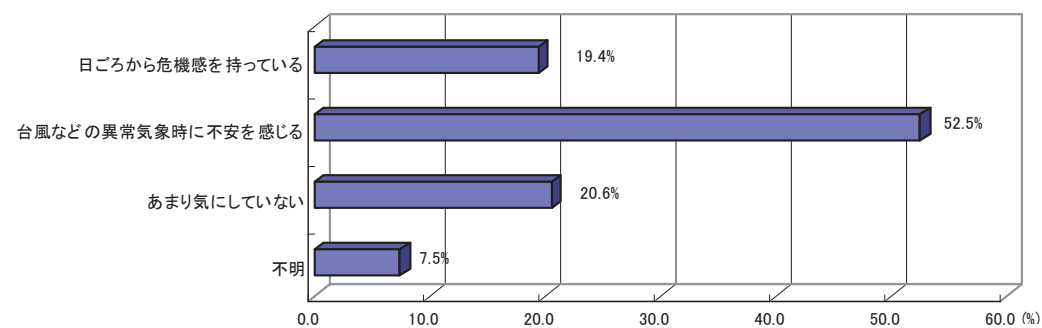


現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

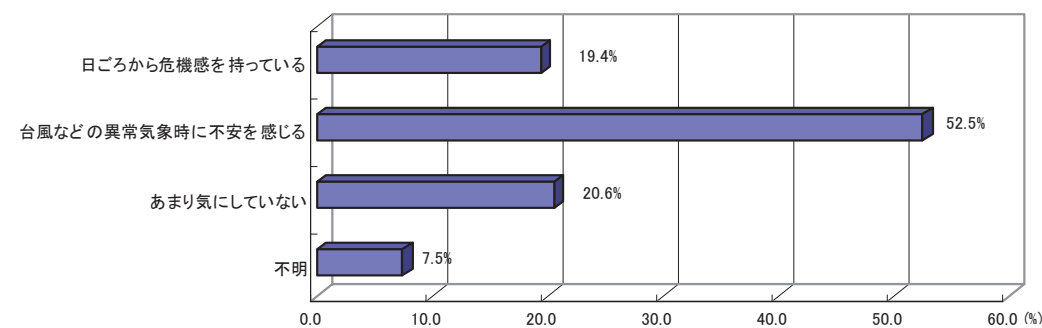
Q. 日頃、高潮災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）

～高潮災害への認識



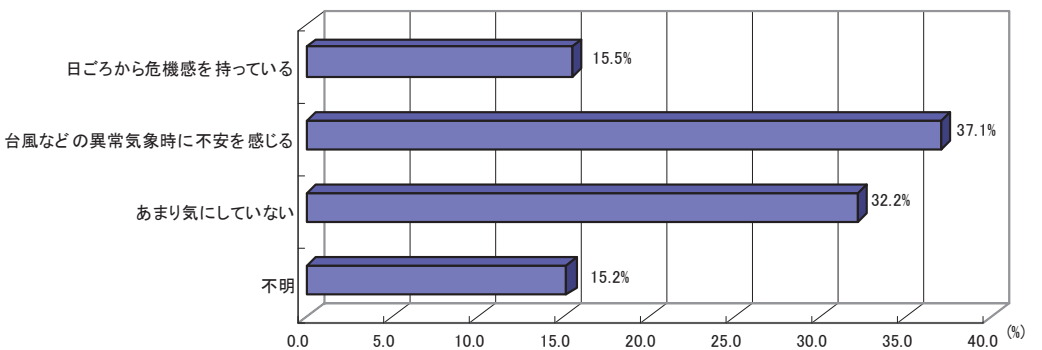
Q. 日頃、高潮災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）

～高潮災害への認識



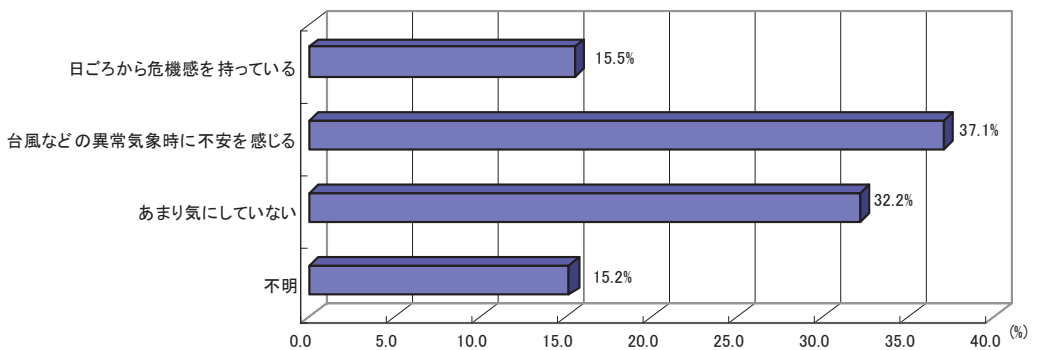
Q. 日頃、津波災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）

～津波災害への認識



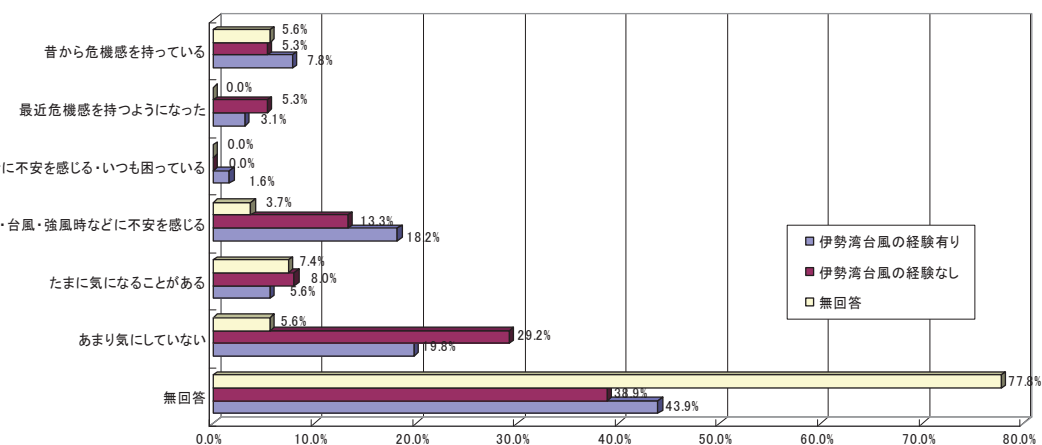
Q. 日頃、津波災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）

～津波災害への認識



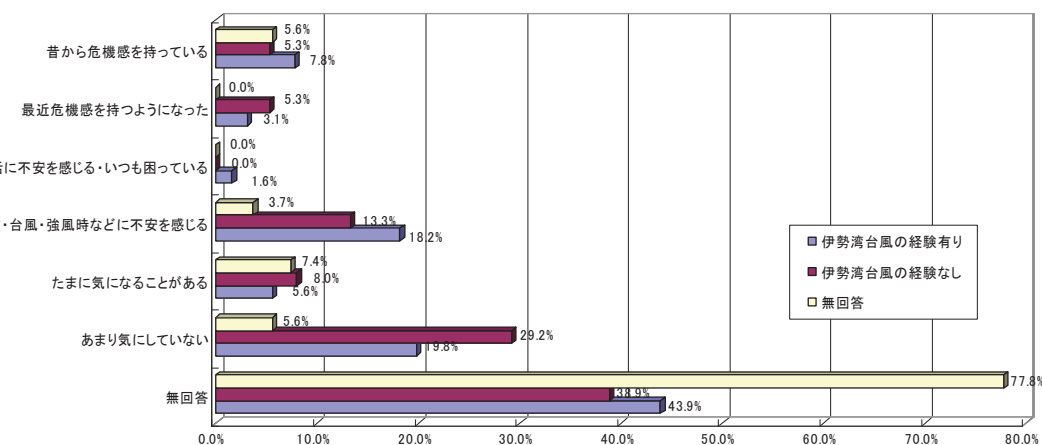
Q. 日頃、越波災害についてどのようにお考えですか？（三重県）

～越波災害への認識



Q. 日頃、越波災害についてどのようにお考えですか？（三重県）

～越波災害への認識



Q. 海岸の防災を防ぐために、海岸には必要に応じて護岸・堤防、消波工、離岸堤などの防災施設が建設されています。これら防災施設についてどのような印象をもっていますか？

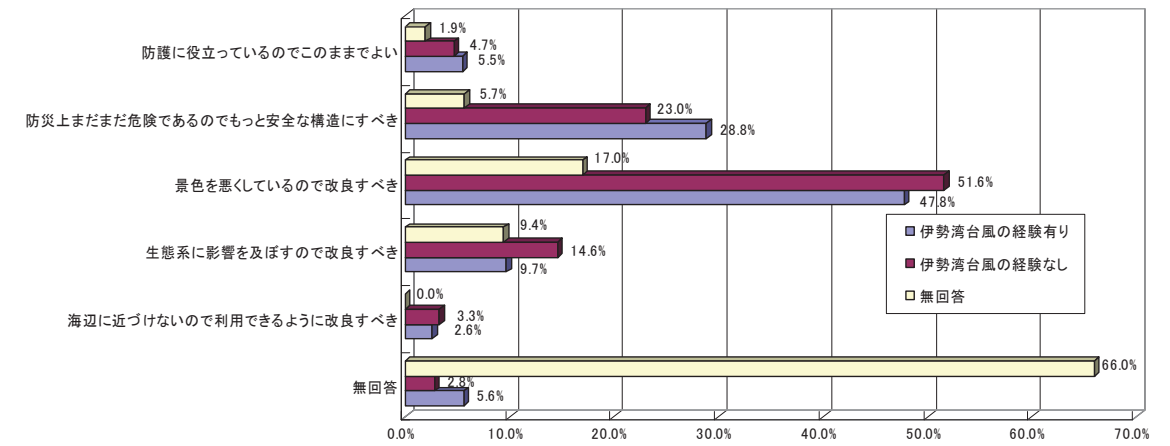
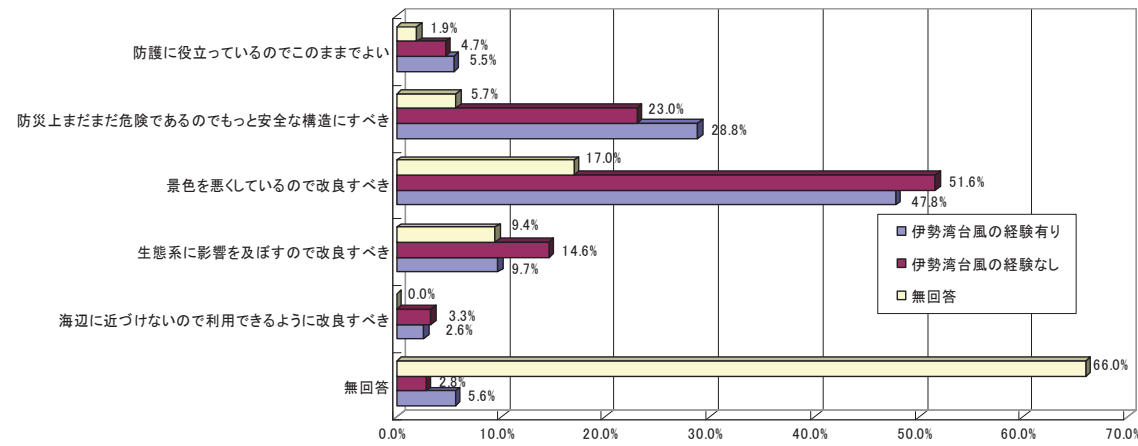
Q. 海岸の防災を防ぐために、海岸には必要に応じて護岸・堤防、消波工、離岸堤などの防災施設が建設されています。これら防災施設についてどのような印象をもっていますか？

(三重県)

(三重県)

～防災施設についての印象と伊勢湾台風の経験の有無

～防災施設についての印象と伊勢湾台風の経験の有無

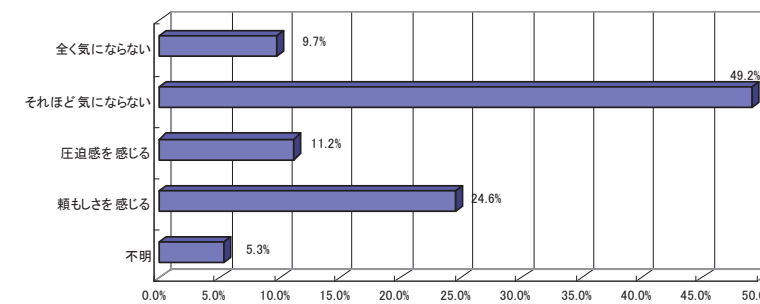
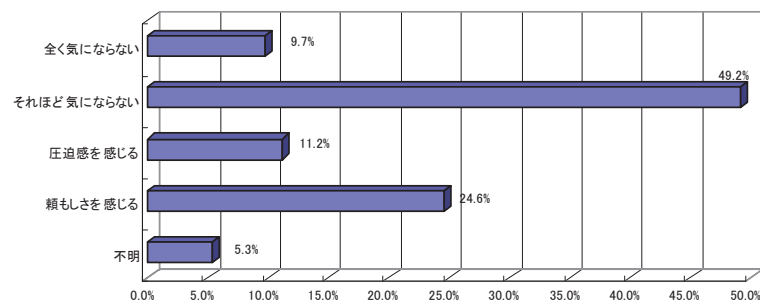


※アンケート中で防災施設を「毎日見ている」～「たまにしか見ないが覚えている」と回答した人に対する質問。「印象がない」「見たことがない」人は計上していない。

※アンケート中で防災施設を「毎日見ている」～「たまにしか見ないが覚えている」と回答した人に対する質問。「印象がない」「見たことがない」人は計上していない。

Q. あなたは日頃の生活において、海岸堤防の存在をどのように感じますか。(愛知県) ～海岸堤防についての印象

Q. あなたは日頃の生活において、海岸堤防の存在をどのように感じますか。(愛知県) ～海岸堤防についての印象



■ これからの防護のあり方

■ これからの防護のあり方

これからの沿岸域の防護に関する整備は、自然環境に配慮し、あるいは活用するなど、自然との共生を念頭において整備を行うことが望まれている。

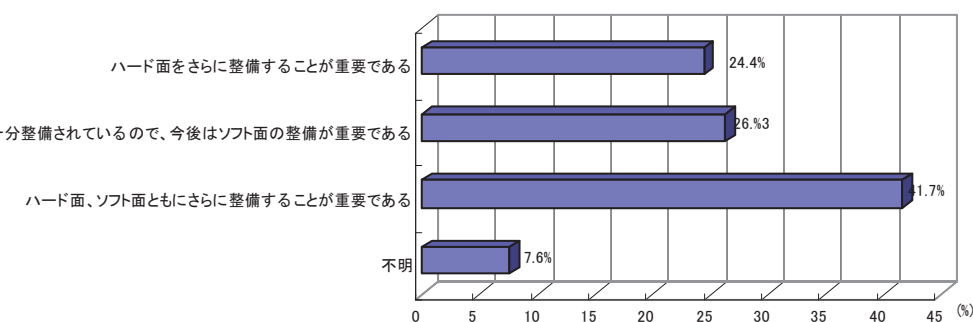
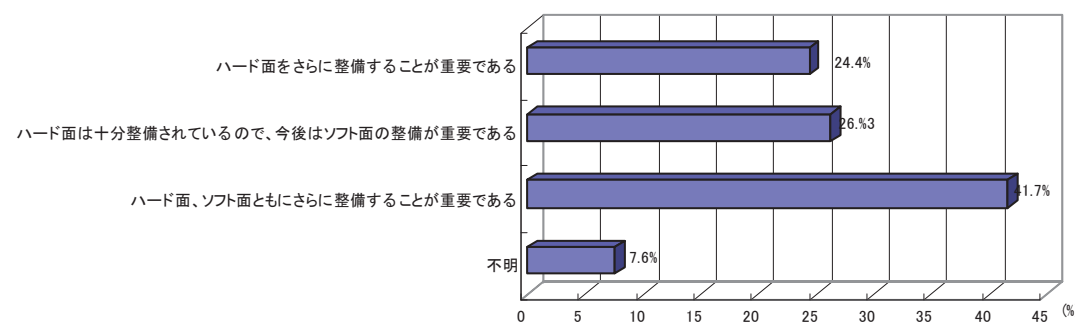
これからの沿岸域の防護に関する整備は、自然環境に配慮し、あるいは活用するなど、自然との共生を念頭において整備を行うことが望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」における高潮などの災害時に、被害を回避するためには、ハード面（護岸・海岸堤防などの施設整備）とソフト面（避難場所確保、避難訓練、情報伝達システム）のどちらが重要だと思いますか？(愛知県)

Q. 「あなたのまちの海岸」における高潮などの災害時に、被害を回避するためには、ハード面（護岸・海岸堤防などの施設整備）とソフト面（避難場所確保、避難訓練、情報伝達システム）のどちらが重要だと思いますか？(愛知県)

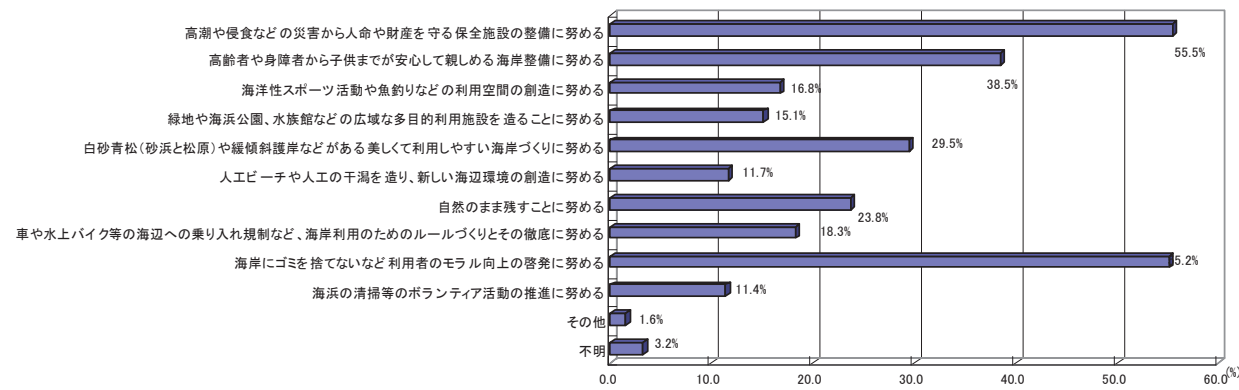
～今後の防災対策のあり方

～今後の防災対策のあり方



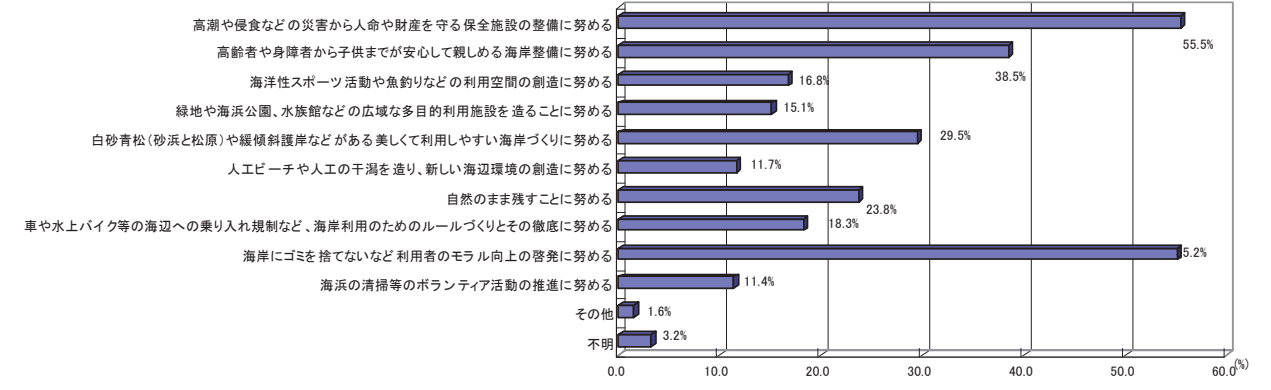
Q. 「あなたのまちの海岸」を今後どのようにしていくべきだと思いますか？（愛知県）

～今後の海岸のあり方



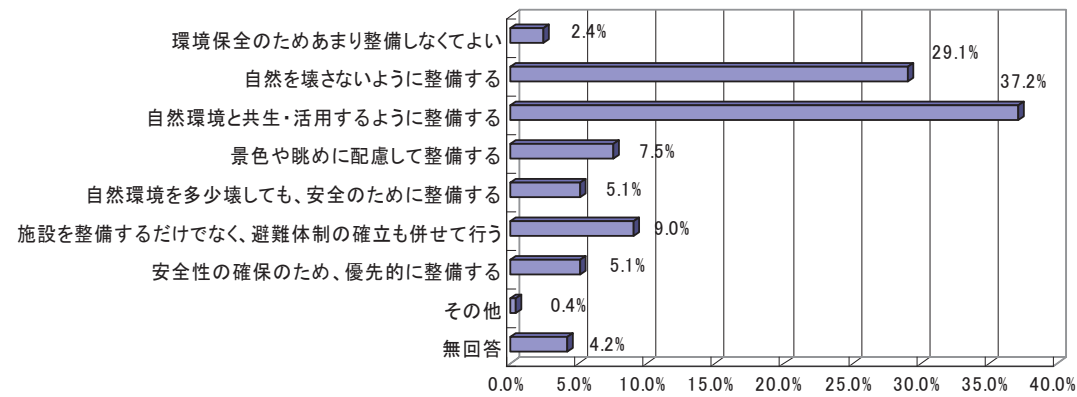
Q. 「あなたのまちの海岸」を今後どのようにしていくべきだと思いますか？（愛知県）

～今後の海岸のあり方



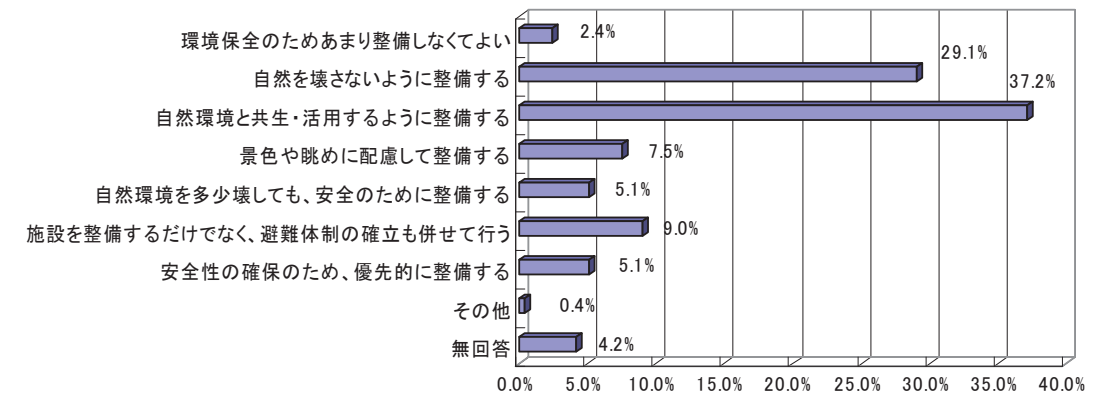
Q. 今後、防災施設を整備していくことについてどのように考えていますか？（三重県）

～今後の防災施設のあり方



Q. 今後、防災施設を整備していくことについてどのように考えていますか？（三重県）

～今後の防災施設のあり方

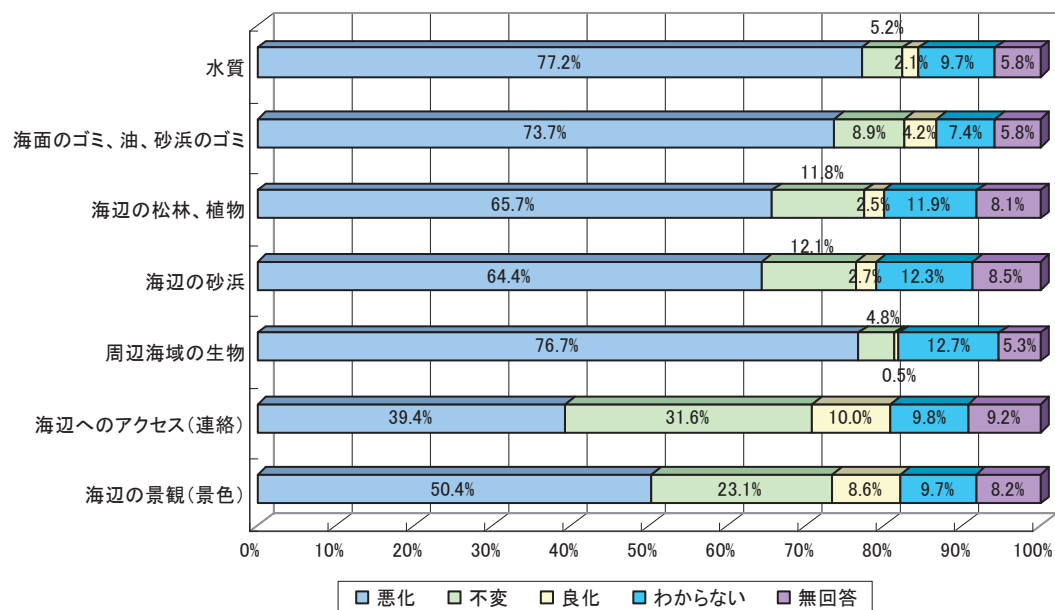


2-4-2 環境面に関する項目

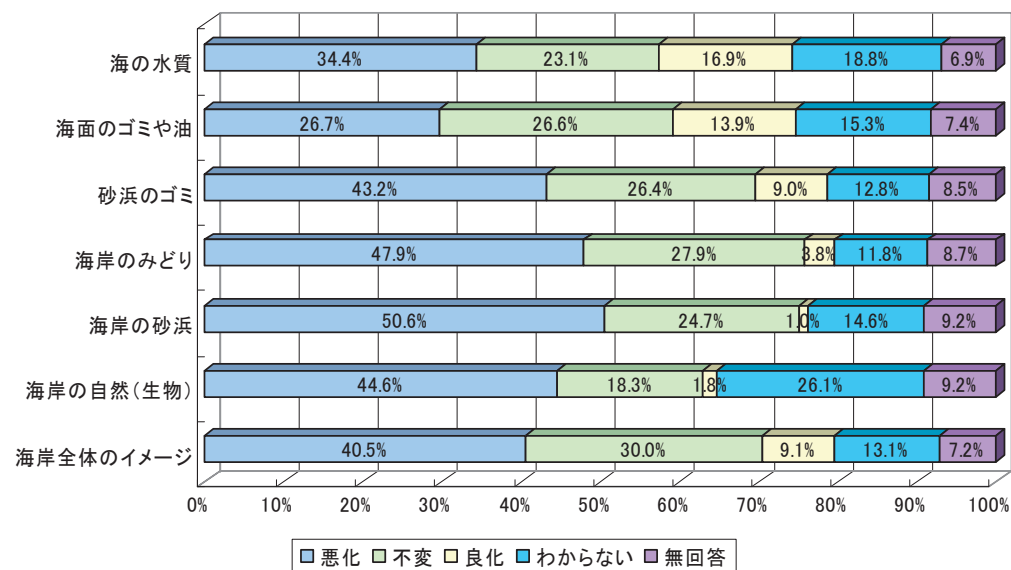
■ 現在の自然環境に対して

沿岸域の自然環境は以前と比べて変わらない、あるいは悪化しているという意見が多く、今後は水質や海の生き物を中心に守っていくことが多く望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」の現在の環境について、昔と比べてどのようになったと思われますか？（愛知県）
～昔と比較した今の海岸



Q. 以前（10年位前）と比べて、今の海岸はどのようになっていると思いますか？（三重県）
～以前（10年位前）と比較した今の海岸

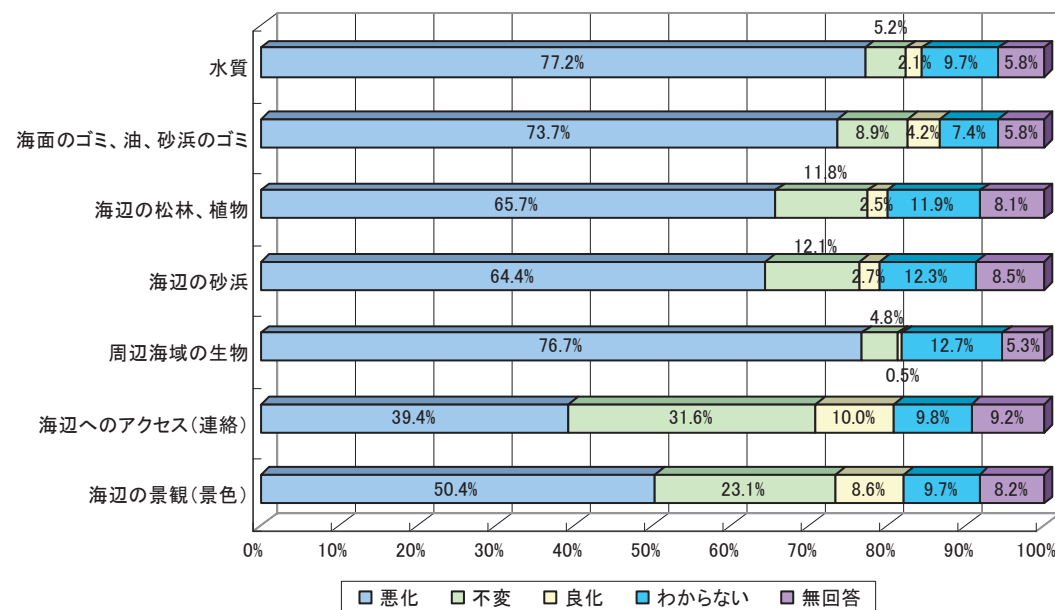


2-4-2 環境面に関する項目

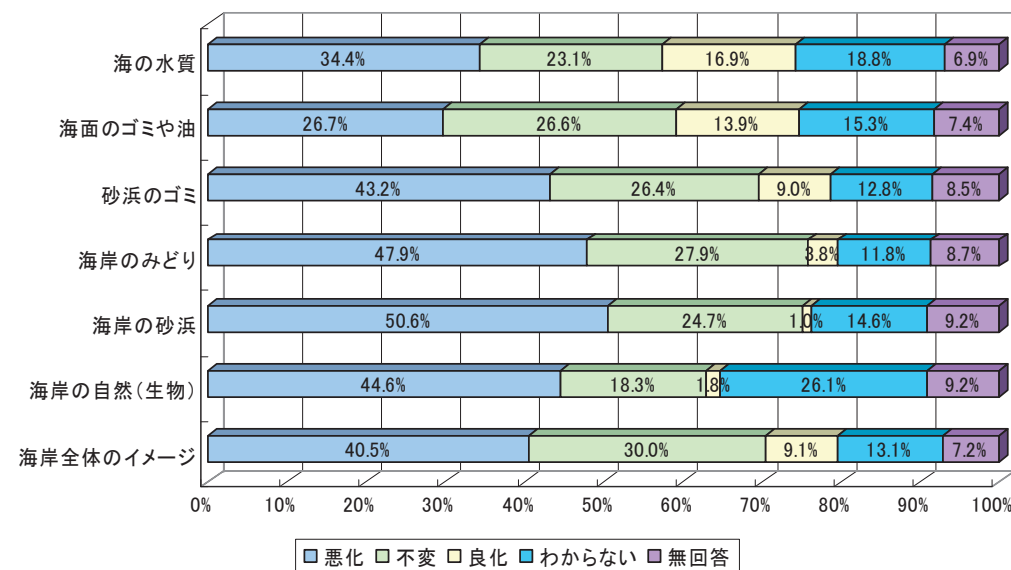
■ 現在の自然環境に対して

沿岸域の自然環境は以前と比べて変わらない、あるいは悪化しているという意見が多く、今後は水質や海の生き物を中心に守っていくことが多く望まれている。

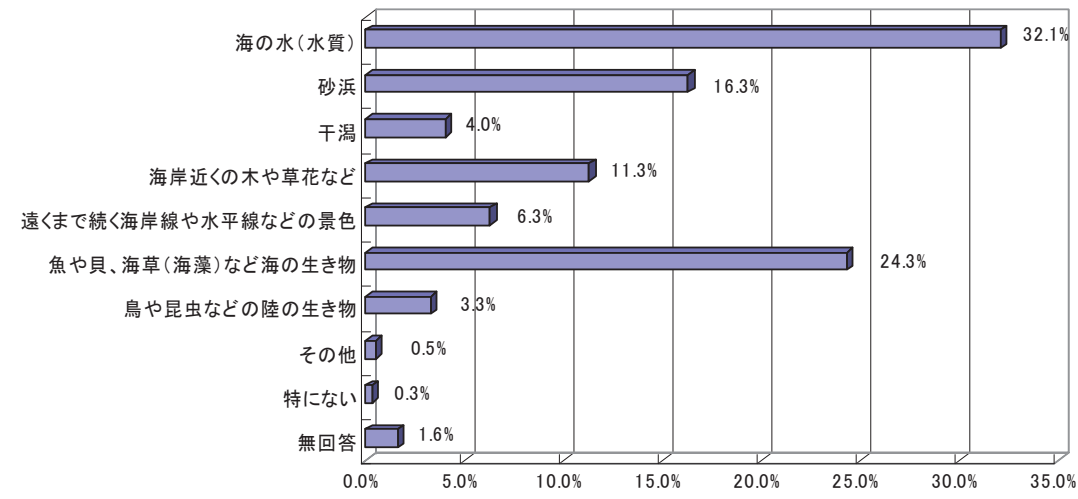
Q. 「あなたのまちの海岸」の現在の環境について、昔と比べてどのようになったと思われますか？（愛知県）
～昔と比較した今の海岸



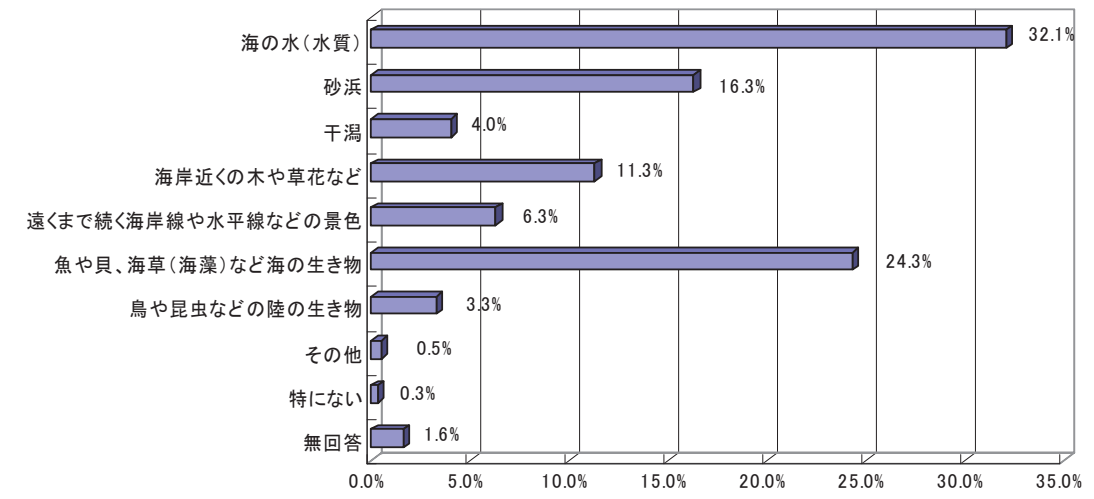
Q. 以前（10年位前）と比べて、今の海岸はどのようになっていると思いますか？（三重県）
～以前（10年位前）と比較した今の海岸



Q. 海岸の自然環境を保全していく上で、特に守っていくべきものは何だと思いますか？
 （三重県）
 ～環境保全上特に守っていくもの



Q. 海岸の自然環境を保全していく上で、特に守っていくべきものは何だと思いますか？
 （三重県）
 ～環境保全上特に守っていくもの



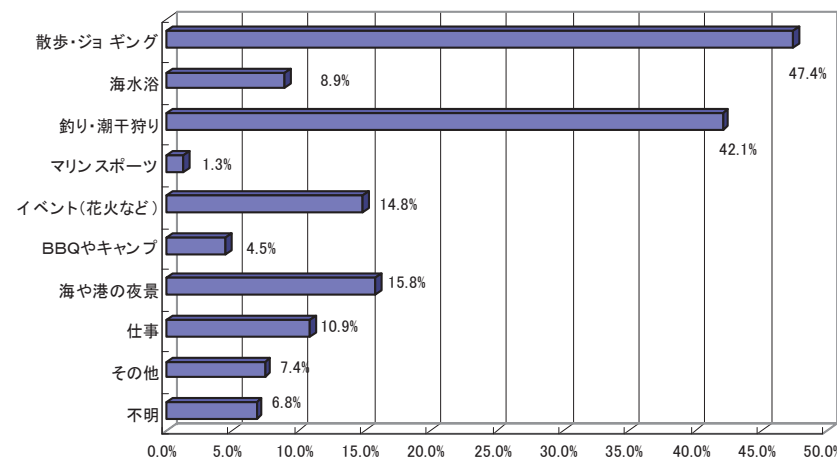
2-4-3 利用面に関する項目

■ 現在の海岸の利用状況

地域住民が海岸へ行く目的として、散歩・ジョギング、魚釣り、潮干狩りが上位を占めている。また、海岸へ行かない理由として利用施設不足やアクセス性の低さ、海への魅力不足なども挙げられている。

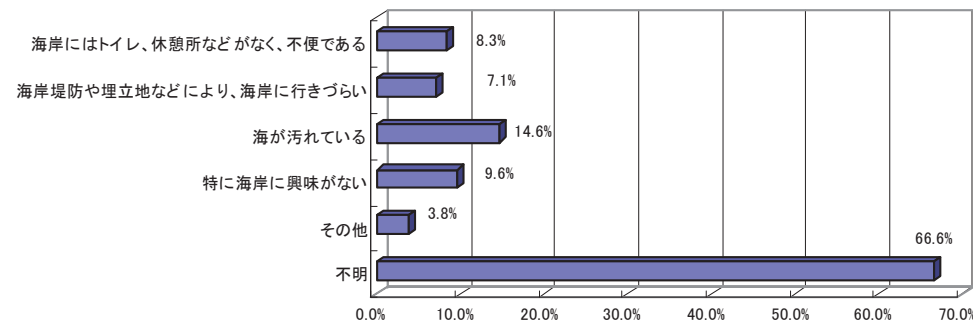
Q. 「あなたのまちの海岸」へ行く目的は何ですか？（愛知県）

～海岸へ行く目的



Q. なぜ「あなたのまちの海岸」へあまり行かないのですか？（愛知県）

～海岸へ行かない理由



※アンケートで海岸へ行く頻度を「年に1～2回」「全く行かない」と回答した人に対する質問

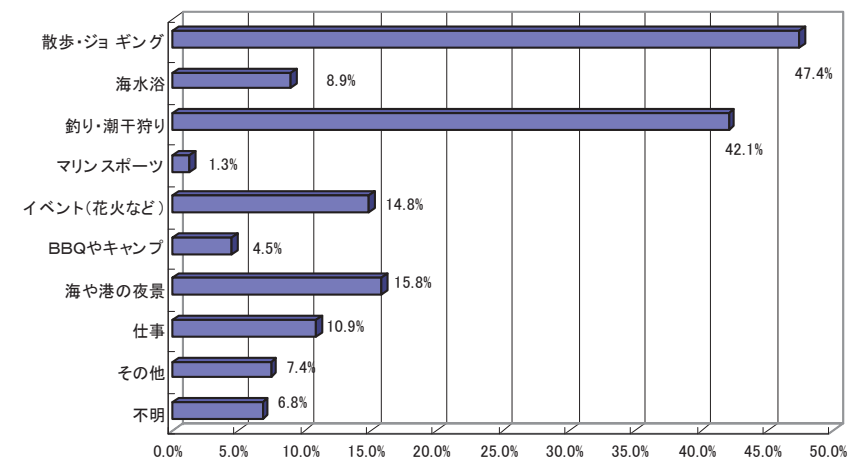
2-4-3 利用面に関する項目

■ 現在の海岸の利用状況

地域住民が海岸へ行く目的として、散歩・ジョギング、魚釣り、潮干狩りが上位を占めている。また、海岸へ行かない理由として利用施設不足やアクセス性の低さ、海への魅力不足なども挙げられている。

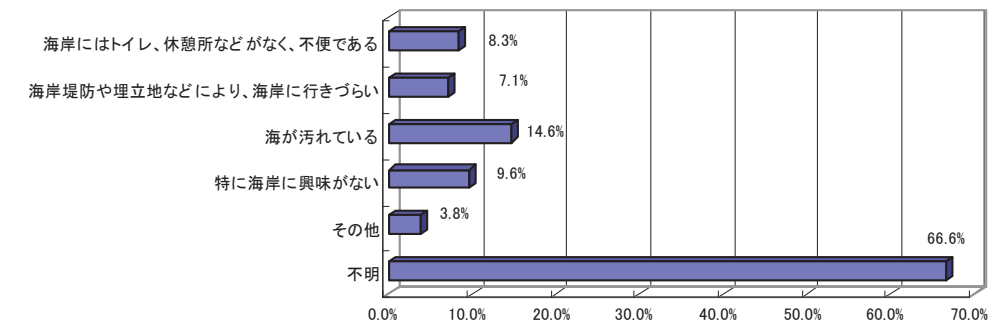
Q. 「あなたのまちの海岸」へ行く目的は何ですか？（愛知県）

～海岸へ行く目的



Q. なぜ「あなたのまちの海岸」へあまり行かないのですか？（愛知県）

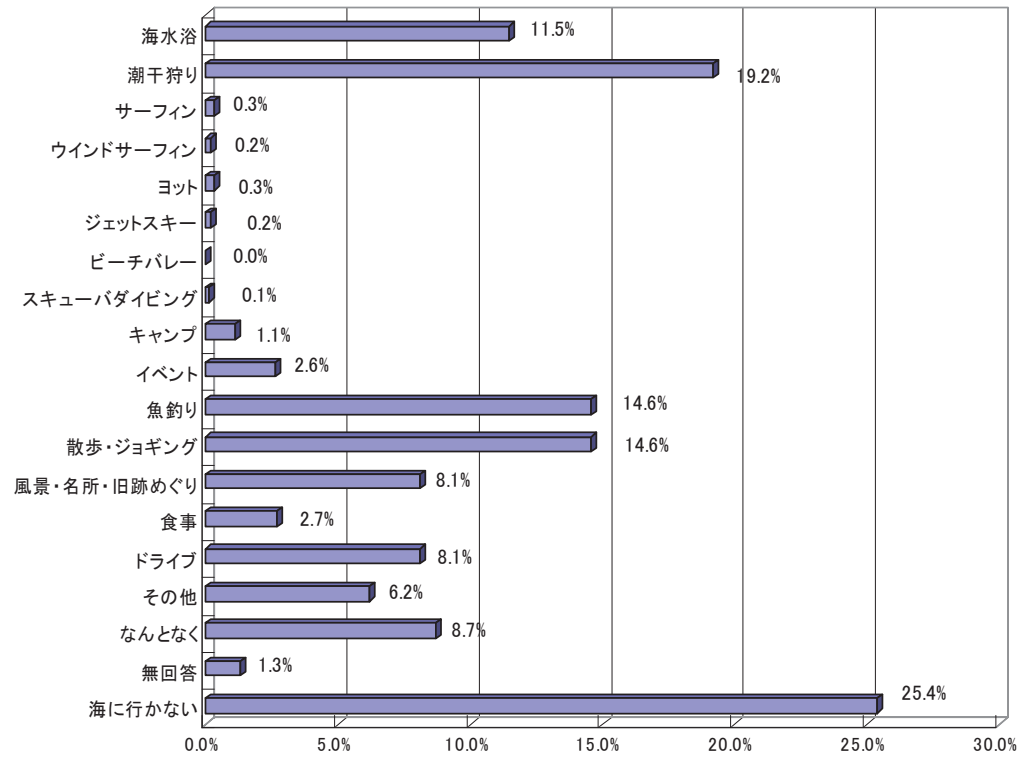
～海岸へ行かない理由



※アンケートで海岸へ行く頻度を「年に1～2回」「全く行かない」と回答した人に対する質問

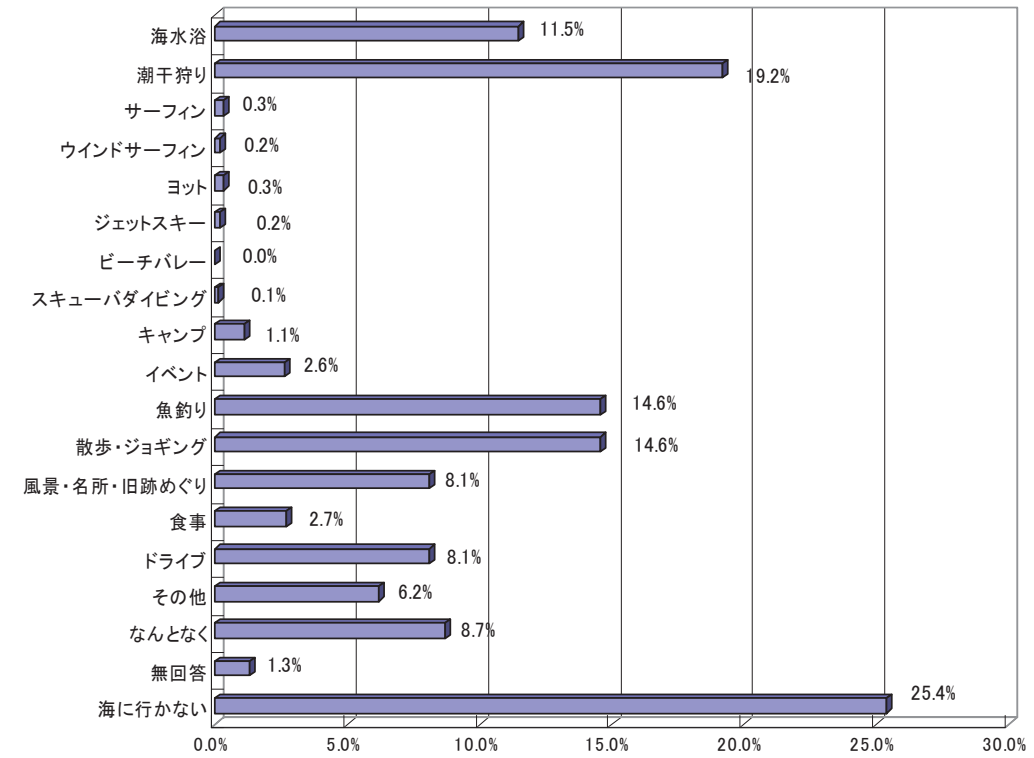
Q. あなたが海岸へ行く目的は何ですか？（三重県）

～海岸へ行く目的



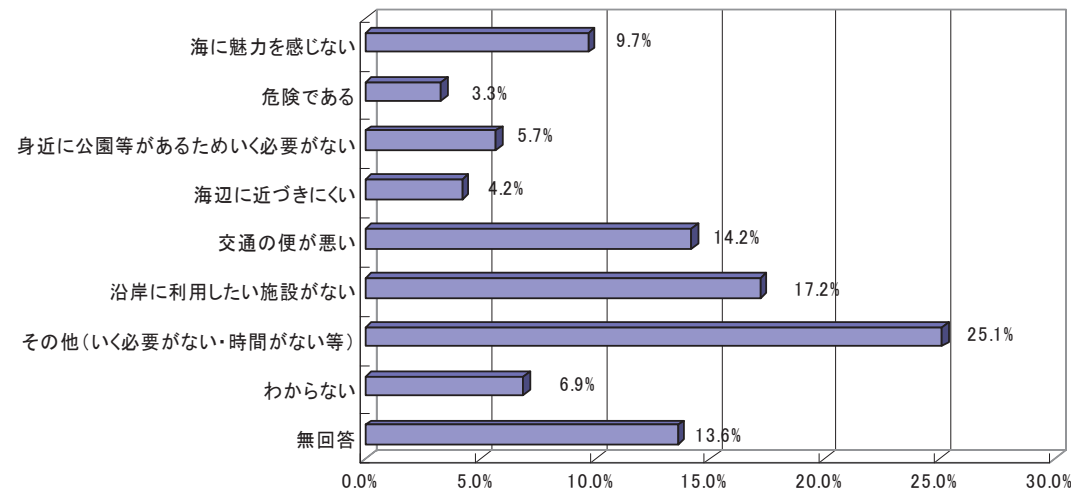
Q. あなたが海岸へ行く目的は何ですか？（三重県）

～海岸へ行く目的



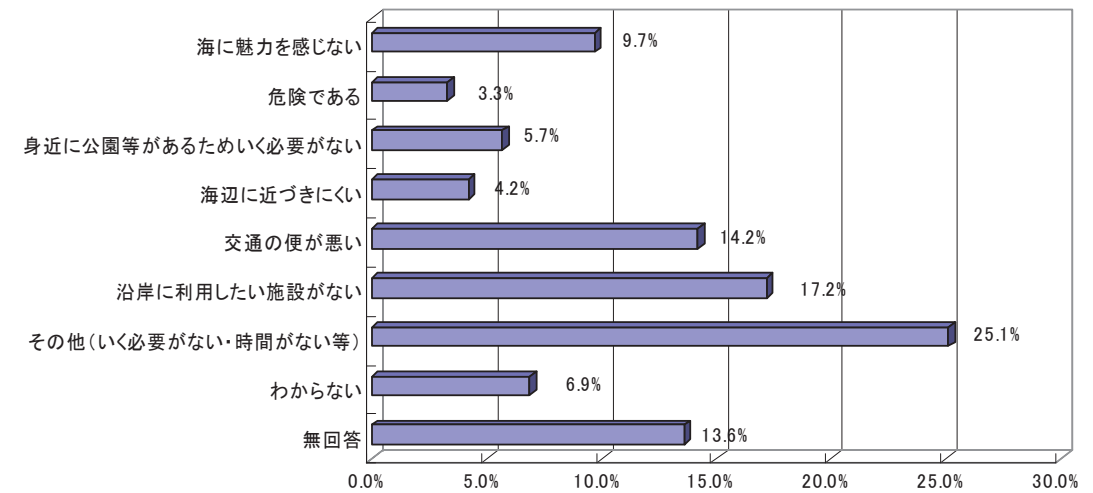
Q. あなたが海岸へ行かない理由はどのようなものですか？（三重県）

～海岸へ行かない理由



Q. あなたが海岸へ行かない理由はどのようなものですか？（三重県）

～海岸へ行かない理由



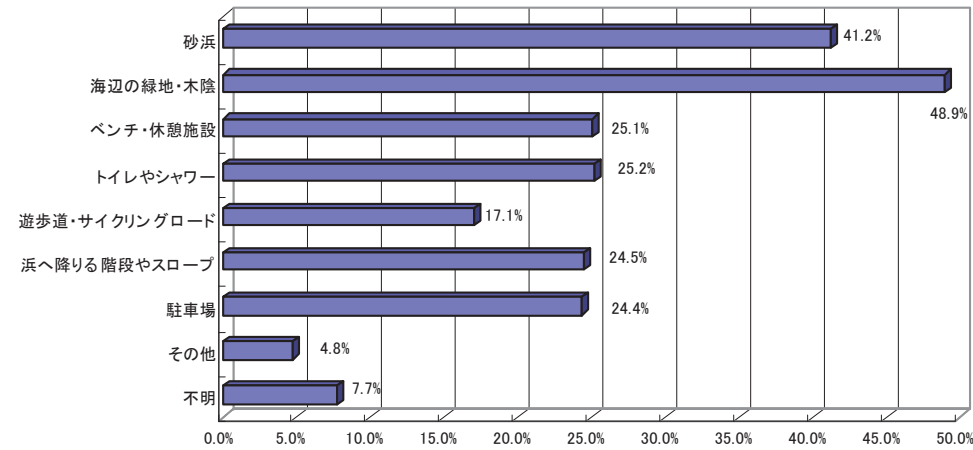
■ これからの海岸利用

今後の海岸利用に関する要望として、海辺の公園・緑地の他、トイレ・シャワー、駐車場という利便施設の整備が特に多く望まれている。また、海岸利用による環境への対処のあり方として、環境保護のための対策の強化が望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」にはどのような施設が必要だと思いますか？（愛知県）

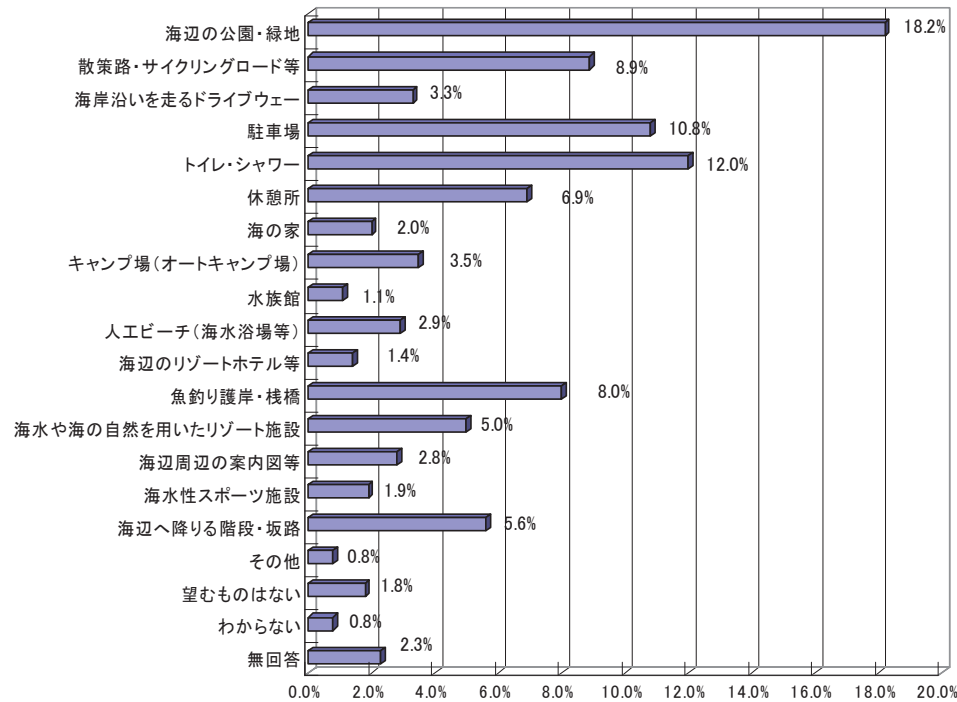
～海岸に必要と思われる施設

（複数回答有り）



Q. 海岸に整備して欲しいレクリエーション施設等がありますか？（三重県）

～海岸に整備して欲しいレクリエーション施設



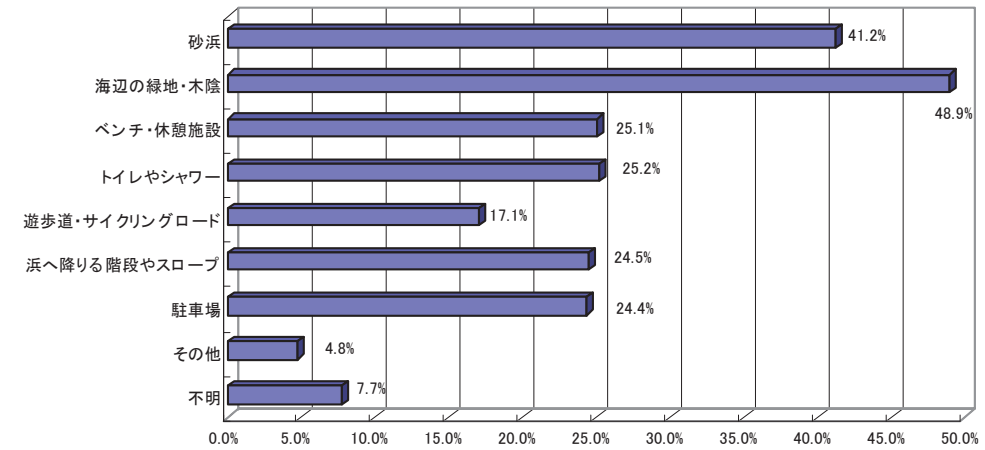
■ これからの海岸利用

今後の海岸利用に関する要望として、海辺の公園・緑地の他、トイレ・シャワー、駐車場という利便施設の整備が特に多く望まれている。また、海岸利用による環境への対処のあり方として、環境保護のための対策の強化が望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」にはどのような施設が必要だと思いますか？（愛知県）

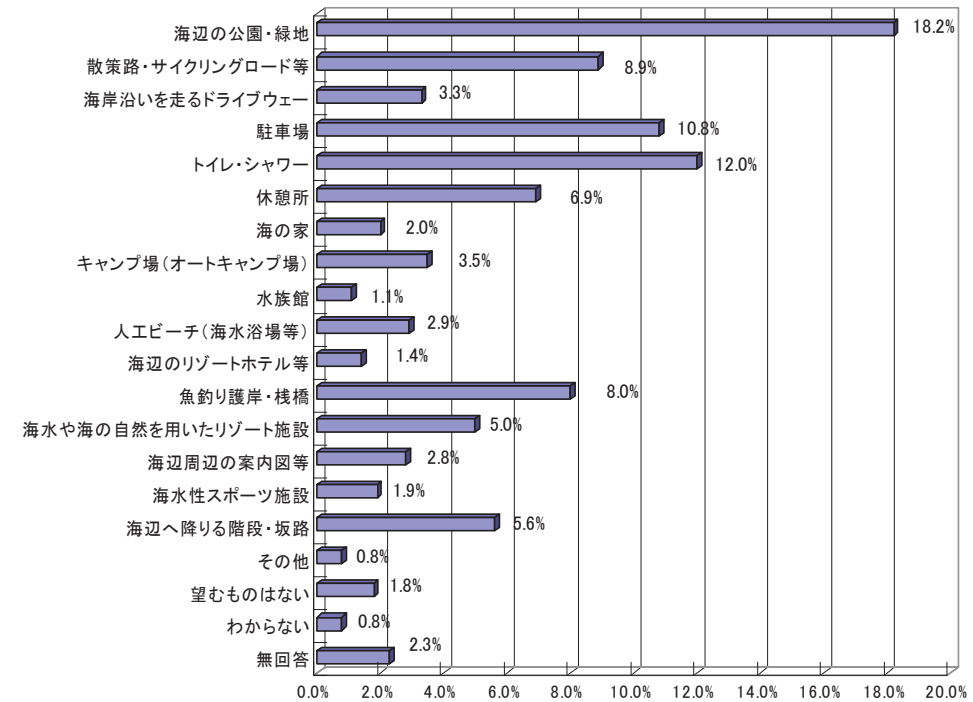
～海岸に必要と思われる施設

（複数回答有り）



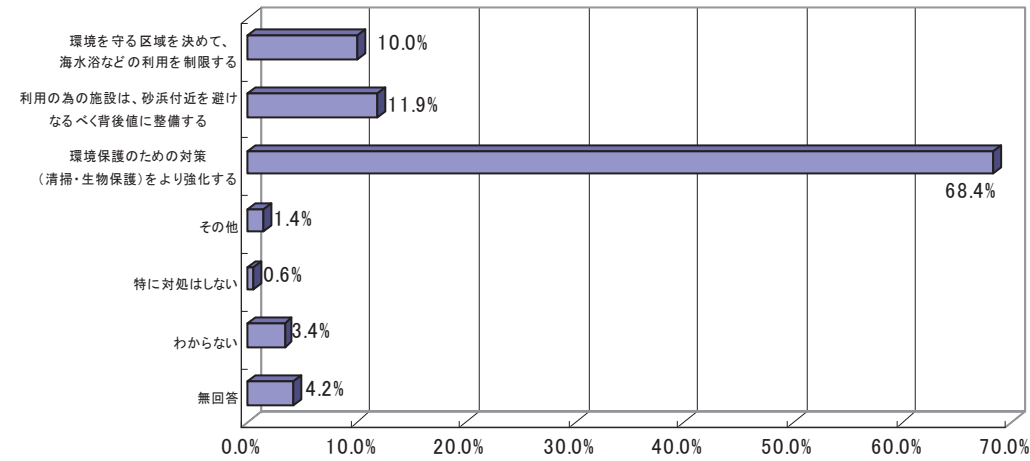
Q. 海岸に整備して欲しいレクリエーション施設等がありますか？（三重県）

～海岸に整備して欲しいレクリエーション施設



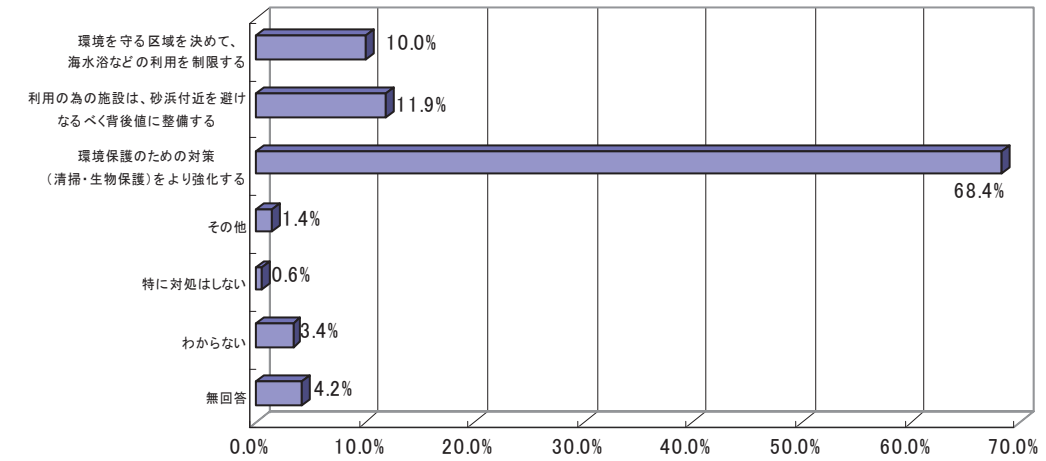
Q. 伊勢湾の砂浜では、海水浴場として古くから多くの利用客に利用されてきました。その反面、海水浴場としての利用が自然環境等の悪化を招いていると考えられます。こうした問題に対して、今後どのように対処していけばよいと考えますか？（三重県）

～海浜利用による環境への対処のあり方



Q. 伊勢湾の砂浜では、海水浴場として古くから多くの利用客に利用されてきました。その反面、海水浴場としての利用が自然環境等の悪化を招いていると考えられます。こうした問題に対して、今後どのように対処していけばよいと考えますか？（三重県）

～海浜利用による環境への対処のあり方



2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード

2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード

これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。

これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。

2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード

2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード

	キーワード
1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災
2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水閘門等の老朽化・操作性の悪さ
3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下
4. 地震災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東海・東南海・南海地震等の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地・0m地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み

	キーワード
1. 海岸災害の脅威	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇
2. 防護機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水閘門等の老朽化・操作性の悪さ
3. 砂浜の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下
4. 地震・津波災害への不安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
5. 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水閘門等の運用時の安全性確保

2-5-2 沿岸域の「環境の整備及び保全」に関するキーワード

2-5-2 沿岸域の「環境の整備及び保全」に関するキーワード

	キーワード
1. 多様な自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 動植物の貴重な生息環境 ✓ 開発等による規模の減少
2. 特色のある海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立・国定・県立自然公園 ✓ 貴重な自然環境 ✓ 「白砂青松」で象徴される風光明媚な地域
3. 湾内の水質の汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 閉鎖性水域 ✓ 貧酸素水塊・赤潮等 ✓ 流入負荷の低減への取組み
4. 海岸との共生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域住民・民間団体のボランティア活動 ✓ 漂着物・油流出事故への対応

	キーワード
1. 多様な自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 動植物の貴重な生息環境 ✓ 開発等による規模の減少
2. 特色のある海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国立・国定・県立自然公園 ✓ 貴重な自然環境 ✓ 「白砂青松」で象徴される風光明媚な地域
3. 湾内の水質の汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 閉鎖性水域 ✓ 貧酸素水塊・赤潮等 ✓ 流入負荷の低減への取組み
4. 海岸との共生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域住民・民間団体のボランティア活動 ✓ 漂着物・油流出事故への対応

2-5-3 沿岸域の「公衆の適正な利用」に関するキーワード

2-5-3 沿岸域の「公衆の適正な利用」に関するキーワード

	キーワード
1. 多様な産業活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本有数の工業地帯 ✓ 名古屋港・四日市港等における港湾活動 ✓ 漁業者の不安
2. 多様化する利用活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々なレクリエーション活動 ✓ 人々の健康志向 ✓ 今も残る祭事・信仰 ✓ 海岸利用者間でのトラブル・マナーの悪化
3. 利便性の不足	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水際線へのアクセスの改善 ✓ 利便施設の充実

	キーワード
1. 多様な産業活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本有数の工業地帯 ✓ 名古屋港・四日市港等における港湾活動 ✓ 漁業者の不安
2. 多様化する利用活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 様々なレクリエーション活動 ✓ 人々の健康志向 ✓ 今も残る祭事・信仰 ✓ 海岸利用者間でのトラブル
3. 利便性の不足	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 水際線へのアクセスの改善 ✓ 利便施設の充実

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-1-1 沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸基本方針を念頭におき、沿岸域への対応及びその保全について基本理念を以下のように設定する。

沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、災害からの安全を確保するとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。

三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。

また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などわが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。

さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。

三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、東海・東南海・南海地震による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。

3. 海岸の保全の方向に関する事項

3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方

3-1-1 沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸基本方針を念頭におき、沿岸域への対応及びその保全について基本理念を以下のように設定する。

沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、**『災害に強い海岸』を目指す**とともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。

三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。

また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などわが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。

さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。

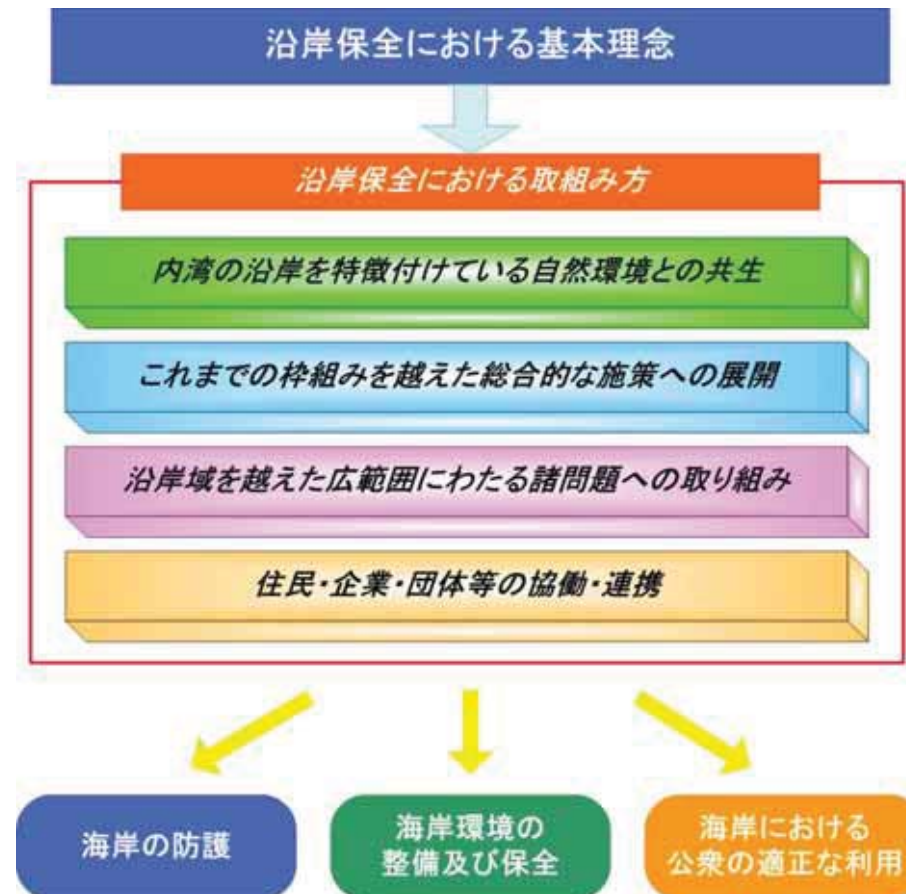
三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、**南海トラフを震源域とする地震**による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。

また、東日本大震災以降、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにらず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムの平時から構築するという国土強靱化の推進の必要性が国から提唱されている。今後は、これらの実現を目指した取り組みも必要となる。

3-1-2 沿岸保全における取り組み方

「防護」「環境」「利用」の調和した対象沿岸域の創造のための取り組み方を次に定める。

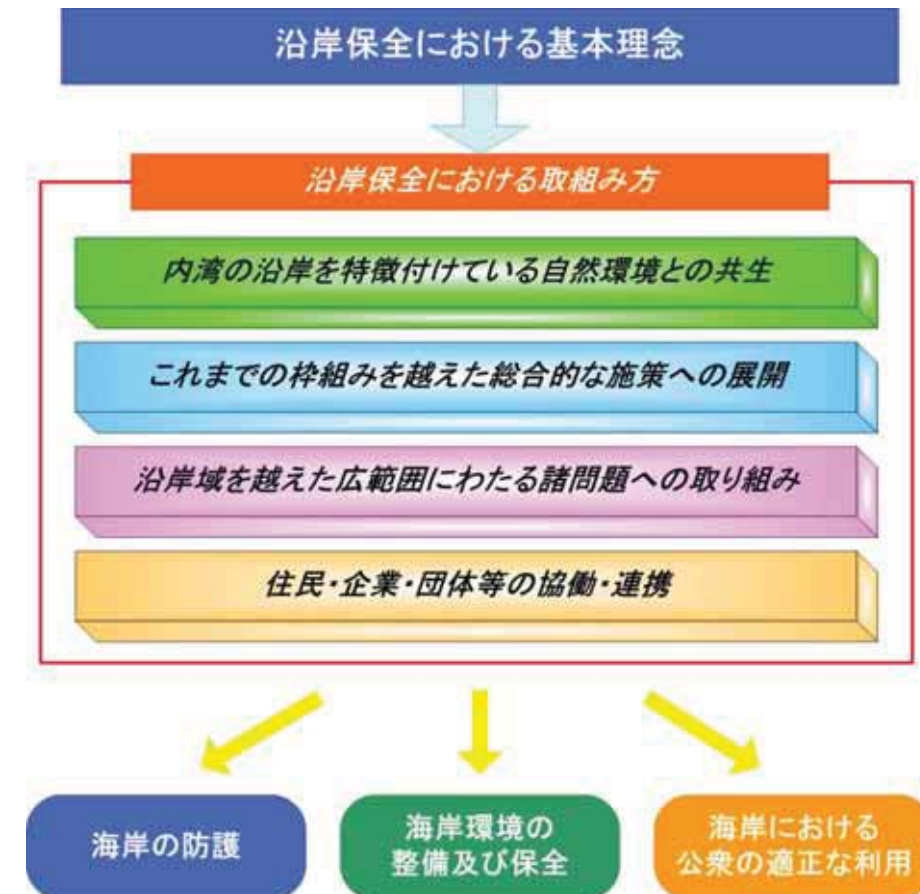
1. 内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生
優れた内湾の生態系の分布・生息状況や自然環境の多様性や広がりに着目し、人と自然とが良好な関係を保ち、豊かな自然環境を健全な状態に保全・復元していく。
2. これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開
沿岸域における事象は、海と川と陸の接点として多岐に渡ることから、「防護」「環境」「利用」が調和した沿岸域の形成のため海岸・河川・港湾などの関係管理者と関連組織が連携し、総合的な施策の展開を図っていく。
3. 沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み
沿岸域に生じる漂砂、水質、生態系等の問題の原因を沿岸域に特定せず、河川流域全体など、沿岸方向や背後陸域の広範囲にわたる問題として取り組んでいく。
4. 住民・企業・団体等との協働・連携
沿岸域の良好な環境や利用の実現に向けて、行政だけではなく地域の住民・企業・関係する団体と協働・連携を図るとともに、自主的に参画することができる仕組みづくりを行う。



3-1-2 沿岸保全における取り組み方

「防護」「環境」「利用」の調和した対象沿岸域の創造のための取り組み方を次に定める。

1. 内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生
優れた内湾の生態系の分布・生息状況や自然環境の多様性や広がりに着目し、人と自然とが良好な関係を保ち、豊かな自然環境を健全な状態に保全・復元していく。
2. これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開
沿岸域における事象は、海と川と陸の接点として多岐に渡ることから、「防護」「環境」「利用」が調和した沿岸域の形成のため海岸・河川・港湾などの関係管理者と関連組織が連携し、総合的な施策の展開を図っていく。
3. 沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み
沿岸域に生じる漂砂、水質、生態系等の問題の原因を沿岸域に特定せず、河川流域全体など、沿岸方向や背後陸域の広範囲にわたる問題として取り組んでいく。
4. 住民・企業・団体等との協働・連携
沿岸域の良好な環境や利用の実現に向けて、行政だけではなく地域の住民・企業・関係する団体と協働・連携を図るとともに、自主的に参画することができる仕組みづくりを行う。



3-2 海岸の防護に関する事項

3-2 海岸の防護に関する事項

3-2-1 海岸の防護の目標

3-2-1 海岸の防護の目標

1. 防護すべき地域

1. 防護すべき地域

(1) 高潮対策における防護すべき地域

想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

(1) 高潮対策における防護すべき地域

想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

(2) 地震対策における防護すべき地域

想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

(2) 地震・津波対策における防護すべき地域

想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

(3) 海岸侵食対策における防護すべき地域

侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

(3) 海岸侵食対策における防護すべき地域

侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

2. 防護目標

2. 防護目標

次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査等を行い適切な対策を実施する。

次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

(1) 高潮対策の目標

既往最大台風であり、最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・13号台風規模を想定し、同規模の高潮に対して対象地域の安全が維持・確保されることを目標とする。

(1) 高潮対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・13号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

（なお、波浪については50年確率波浪を用いることを基本とする）

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(2) 地震対策の目標

近い将来に発生が懸念されている東海・東南海・南海地震など想定最大規模または既往最大規模の地震津波に対して対象地域住民の安全が確保されることを目標とする。

(3) 海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

3-2-2 海岸の防護に関する施策



1. 高潮・越波災害への対策

(1) 海岸保全施設等による高潮・越波災害に対する防護機能の向上

高潮・越波災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設に対して、防護機能の回復を図る。

(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用

海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。

(3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策

都市化の進む埋立地など、防護区域の見直しが必要なところでは、適宜防護ラインの見直しを行い、海岸保全施設の整備もしくは土地利用の適正化を図る。

(2) 地震・津波対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標 (施設整備目標)

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波(レベル1(L1)津波)に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

(危機管理対策目標)

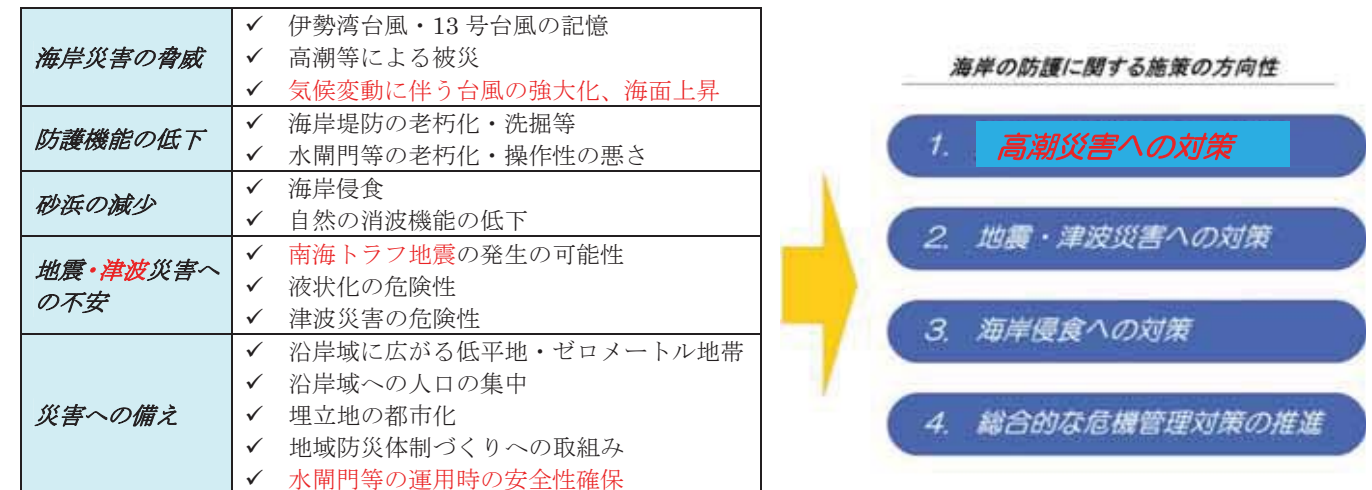
発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波(レベル2(L2)津波)に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(3) 海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策



1. 高潮災害への対策

(1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上

高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。

(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用

海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。

(3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策

都市化の進む埋立地など、防護区域の見直しが必要なところでは、適宜防護ラインの見直しを行い、海岸保全施設の整備もしくは土地利用の適正化を図る。

2. 地震・津波災害への対策

(1) 地震による津波対策

津波災害に対応する為、最新の情報に基づいて被害予測を行い、必要に応じて海岸保全施設の防護機能の向上を図る。

(2) 施設の耐震安定性の確保

海岸堤防や水閘門の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。

3. 海岸侵食への対策

(1) 砂浜の保全・復元

養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ（潜堤）等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。

(2) 施設の洗掘対策

侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。

4. 総合的な危機管理対策の推進

(1) 地域防災体制強化の推進

想定される高潮・津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。

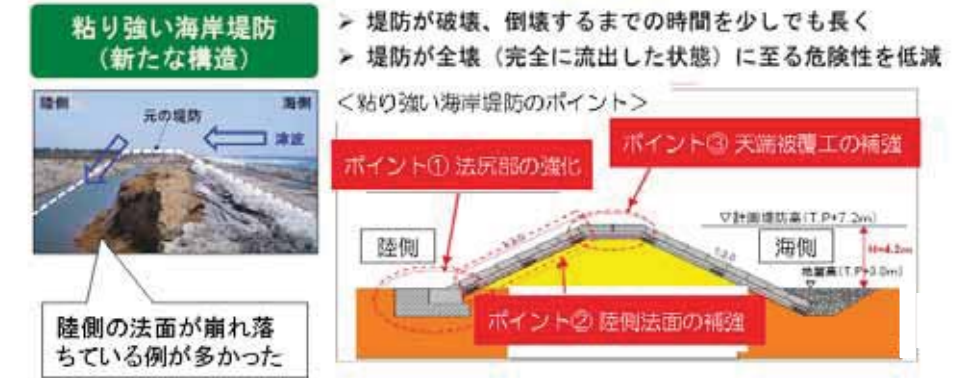
2. 地震・津波災害への対策

(1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上

海岸保全施設等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の向上を図る。

併せて、設計対象の津波高を超える津波が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～



粘り強い構造のイメージ図

(2) 施設の耐震安定性の確保

海岸堤防や水閘門の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。

3. 海岸侵食への対策

(1) 砂浜の保全・復元

養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ（潜堤）等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。

(2) 施設の洗掘対策

侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。

4. 総合的な危機管理対策の推進

(1) 地域防災体制強化の推進

想定される高潮又は津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。

(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築

老朽化した海岸堤防等の施設については適切な監視や維持管理を行うとともに、水閘門については、必要に応じて自動化や IT 技術を用いた維持管理、運用体制の構築を図る。

(3) 総合的な防災対策

関係組織との連携により、ソフト面の対策等を組み合わせて、総合的な防護を図るものとする。

(4) 防災教育の推進

防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標

1. 対象地域

海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。

2. 整備・保全目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築

施設の老朽化に対し、維持管理経費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。

また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。

津波等の災害時に水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動化、遠隔化、常時閉鎖化等を行う。

(3) 危機管理対策の推進

危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防護」の発想により、国、県及び市町村の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。

具体的には、津波防災地域づくり法に基づいた県が行う「津波浸水想定」の結果をもとに「津波災害警戒区域」の設定、市町村が行う「推進計画」の策定や高潮ハザードマップ策定などのソフト面及び県及び市町村が行う避難路や避難施設の整備などのハード面の対策を推進していく。

併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCP の作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。

(4) 防災教育の推進

防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標

1. 対象地域

海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。

2. 整備・保全目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

3-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策

3-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策

海岸環境の整備及び保全に関する施策の方向性



1. 広域的・総合的な取組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

沿岸域における一体的・計画的な事業を推進するため、沿岸域の住民・海岸利用者・関連組織で情報・意識の共有が可能な仕組みづくりを行い、海岸環境の保全・継承に努める。

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

(1) 良好な自然環境の保全・復元

沿岸域における動植物の良好な生育・生息環境を確保するため、また自然の水質浄化機能を確保するためにも、干潟・砂浜・藻場・河口汽水域・なぎさ等の保全を図り復元に努める。

(2) 生物の生息環境に配慮した海岸整備の推進

自然環境に対する適切な配慮をもって海岸保全施設の整備を進める。

(3) 水質・底質の改善

水質・底質の改善のため、関連組織が連携を図り、海洋汚染・漂着物・海洋投棄対策を推進し、流域全体での健全な水環境の形成に努める。

3. 海岸景観の保全・復元

(1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元

伊勢志摩国立公園・三河湾国定公園や南知多県立自然公園、渥美半島県立自然公園、白砂青松の砂浜など沿岸域の豊かな自然景観の保全を図り復元に努める。

(2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

優れた海岸景観を有する箇所では、その景観に調和した施設整備を図る。また、景観資源の活用のため、良好な景観までのアクセスや、海を一望できる眺望点の確保を考慮した海岸保全施設の整備を進める。

4. 自然と沿岸住民の共生

(1) 自然保護活動の推進

効果的で適確な環境保全活動を推進・支援し、沿岸域に関する情報の共有化を行い、協同して海岸利用者や地域住民に啓発・広報活動を進める。

(2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造

海岸共生意識の啓発のため、沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守るとともに、新たに生み出される文化の発展を支援する。

海岸環境の整備及び保全に関する施策の方向性



1. 広域的・総合的な取組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

沿岸域における一体的・計画的な事業を推進するため、沿岸域の住民・海岸利用者・関連組織で情報・意識の共有が可能な仕組みづくりを行い、海岸環境の保全・継承に努める。

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

(1) 良好な自然環境の保全・復元

沿岸域における動植物の良好な生育・生息環境を確保するため、また自然の水質浄化機能を確保するためにも、**外来生物対策も含め、関係機関が一体となって**、干潟・砂浜・藻場・河口汽水域・なぎさ等の保全を図り復元に努める。

(2) 生物の生息環境に配慮した海岸整備の推進

自然環境に対する適切な配慮をもって海岸保全施設の整備を進める。

(3) 水質・底質の改善

水質・底質の改善のため、関連組織が連携を図り、海洋汚染・漂着物・海洋投棄対策を推進し、流域全体での健全な水環境の形成に努める。

(4) 漂着流木等の対策

漂着流木やゴミ対策等について、国、県、市町村も含めた関係機関が連携して対策を進めていく。
また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めた海岸の美化活動等を推進していくとともに、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。

3. 海岸景観の保全・復元

(1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元

伊勢志摩国立公園・三河湾国定公園や南知多県立自然公園、渥美半島県立自然公園、白砂青松の砂浜など沿岸域の豊かな自然景観の保全を図り復元に努める。

(2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

優れた海岸景観を有する箇所では、その景観に調和した施設整備を図る。また、景観資源の活用のため、良好な景観までのアクセスや、海を一望できる眺望点の確保を考慮した海岸保全施設の整備を進める。

4. 自然と沿岸住民の共生

(1) 自然保護活動の推進

効果的で適確な環境保全活動を推進・支援し、沿岸域に関する情報の共有化を行い、協同して海岸利用者や地域住民に啓発・広報活動を進める。

(2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造

海岸共生意識の啓発のため、沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守るとともに、新たに生み出される文化の発展を支援する。

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標

3-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標

1. 対象地域

適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成、継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域とする。

1. 対象地域

適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成、継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域とする。

2. 整備目標

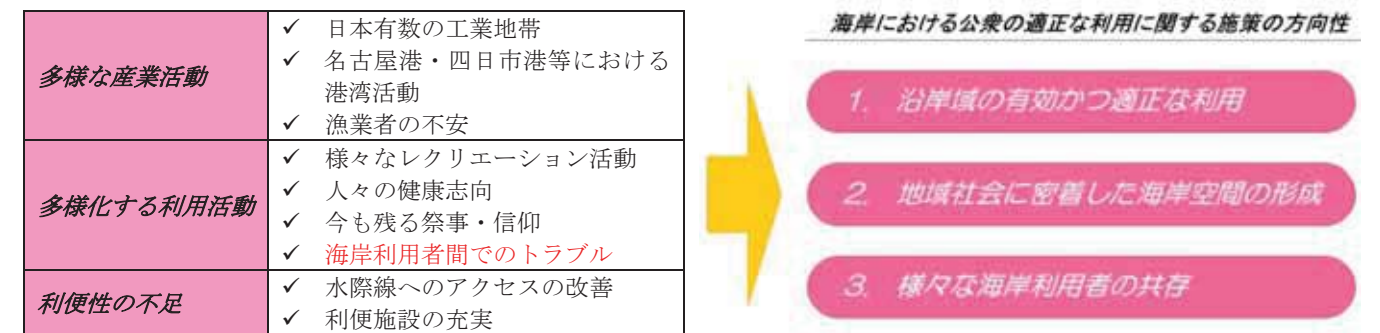
背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

2. 整備目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

3-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策

3-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策



1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

(1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進

沿岸域の重要な経済活動である港湾・漁業活動の場として地域の発展に寄与するとともに、一般利用者のニーズに応じた賑わいのある親水空間を提供するなど、港湾・漁港・漁場の開発・利用との調整を図りながら、沿岸域の有効かつ適正な利用を図る。

(2) 多様なメディアによる海岸利用のPR

インターネットなど多様なメディアを用いて情報発信を行う。

1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

(1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進

沿岸域の重要な経済活動である港湾・漁業活動の場として地域の発展に寄与するとともに、一般利用者のニーズに応じた賑わいのある親水空間を提供するなど、港湾・漁港・漁場の開発・利用との調整を図りながら、沿岸域の有効かつ適正な利用を図る。

(2) 多様なメディアによる海岸利用のPR

インターネットなど多様なメディアを用いて情報発信を行う。

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

(1) アクセスしやすい海岸の整備

沿岸域がより身近で親水性にあふれ、地域住民が気軽に利用することができるように、遊歩道・階段・スロープ等の整備や水際線の開放等により、海岸へのアクセスの向上を図る。

(2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用

沿岸域の各種施設の整備に際しては、あらゆる人々が利用可能であることを前提にした整備を行う。

(3) 地域文化の保存・継承・創造

沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守り、地域文化に調和した施設構造とする。また、海岸域にて新たに生み出される文化の発展を支援する。

(4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備

快適な海岸利用のために、トイレや駐車場等の利便設備の整備を行う。

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

(1) アクセスしやすい海岸の整備

沿岸域がより身近で親水性にあふれ、地域住民が気軽に利用することができるように、遊歩道・階段・スロープ等の整備や水際線の開放等により、海岸へのアクセスの向上を図る。

(2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用

沿岸域の各種施設の整備に際しては、あらゆる人々が利用可能であることを前提にした整備を行う。

(3) 地域文化の保存・継承・創造

沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守り、地域文化に調和した施設構造とする。また、海岸域にて新たに生み出される文化の発展を支援する。

(4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備

快適な海岸利用のために、トイレや駐車場等の利便設備の整備を行う。

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

(5) 周辺地域との連携

周辺の観光資源やレクリエーション活動と連携した海岸整備により地域活性化を支援する。また、教育文化、健康・福祉等、他施策の発現の場としての海岸空間の形成を支援する。

3. 様々な海岸利用者の共存

(1) 利用者のマナー向上

ゴミの投棄や、砂浜への車両の乗入れ等の抑制など、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動の推進を行う。

(2) 多様化する海岸利用の共存

多様化した各種活動間の調整・ルール作りを行い、港湾活動・漁業活動・レクリエーション活動等の共存を目指す。

(5) 周辺地域との連携

周辺の観光資源やレクリエーション活動と連携した海岸整備により地域活性化を支援する。また、教育文化、健康・福祉等、他施策の発現の場としての海岸空間の形成を支援する。

3. 様々な海岸利用者の共存

(1) 利用者のマナー向上

ゴミの投棄や、砂浜への車両の乗入れ等の抑制など、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動の推進を行う。

(2) 多様化する海岸利用の共存

多様化した各種活動間の調整・ルール作りを行い、港湾活動・漁業活動・レクリエーション活動等の共存を目指す。